

(款) 15 民生費 (項) 5 社会福祉費 (目) 5 社会福祉総務費
 ◎健康福祉 ○地域生活の支援サービス

社会福祉運営事業

【 福祉総務課・生活福祉課 】

【 総合計画上の位置づけ 】

将来目標 健やかで心豊かに暮らせるまち
 分野 健康福祉
 施策の方針 地域生活の支援サービス

【 事業の目的 】

対象 市民等

意図 社会福祉事業の円滑な執行を支援するため。

効果 社会福祉の増進に寄与する。

【 事業の内容 】

- ・社会福祉事業全般の運営に係る経費を執行する。
- ・社会福祉事業全般に係る福祉総合システムの機器賃借料や保守に係る経費を執行する。
- ・社会福祉法人の設立、定款変更等の認可事務を行う。
- ・社会福祉法人の指導監査等を実施する。
- ・ポスターコンテストや講演会など、社会を明るくする運動事業を保護司会とともに行う。
- ・更生保護の仕事の従事している保護司会に対し、補助金を交付する。

【 事業費 】

(単位:千円)

| 事業費 | 国県支出金 | 地方債 | その他 | 一般財源 |
|-------------------------|-------|-----|-----|--------|
| 35,561 | 10 | | 226 | 35,325 |
| 主な予算内訳 | | | | |
| 11節 福祉総合システム等消耗品費 | | | | 668 |
| 13節 福祉総合システムソフトウェア保守委託料 | | | | 8,476 |
| 社会福祉法人監査支援業務委託料 | | | | 1,561 |
| 緊急援護貸付事業委託料 | | | | 330 |
| 番号制度対応福祉総合システム改修委託料 | | | | 3,078 |
| 14節 福祉総合システム機器賃借料 | | | | 21,268 |
| 19節 保護司会補助金 | | | | 180 |

(款) 15 民生費 (項) 5 社会福祉費 (目) 5 社会福祉総務費
 ◎健康福祉 ○地域生活の支援サービス

社会福祉協議会支援事業

【

福祉総務課

】

【 総合計画上の位置づけ 】

将来目標 健やかで心豊かに暮らせるまち
 分野 健康福祉
 施策の方針 地域生活の支援サービス

【 事業の目的 】

対象 鎌倉市社会福祉協議会

意図 地域福祉活動推進の要として、中心的役割を担う社会福祉協議会への助成を行うため。

効果 社会福祉協議会の財政基盤を安定させることにより、地域福祉の推進が図られる。

【 事業の内容 】

- ・社会福祉法の規定により地域福祉の推進を図る団体として組織されている社会福祉法人鎌倉市社会福祉協議会に補助金を交付する。

【 事業費 】

(単位:千円)

| 事業費 | 国県支出金 | 地方債 | その他 | 一般財源 |
|--------|-------|-----|-----|--------|
| 43,009 | | | | 43,009 |

主な予算内訳

19節 鎌倉市社会福祉協議会補助金

43,009

(款) 15 民生費 (項) 5 社会福祉費 (目) 5 社会福祉総務費
 ◎健康福祉 ○地域生活の支援サービス

| | |
|-----------------------|-----------|
| 民生委員児童委員活動推進事業 | 【 生活福祉課 】 |
|-----------------------|-----------|

【 総合計画上の位置づけ 】

将来目標 健やかで心豊かに暮らせるまち
 分野 健康福祉
 施策の方針 地域生活の支援サービス

【 事業の目的 】

対象 民生委員等

意図 市の地域福祉の一翼を担う民生委員児童委員の活動を支援するため。

効果 地域福祉の増進が図られる。

【 事業の内容 】

- ・ 民生委員法及び児童福祉法に基づき委嘱された民生委員児童委員の活動を支援する。
- ・ 地域の福祉相談に応じ、行政機関と協力して地域のための活動をする民生委員児童委員の活動支援として協議会に補助金を交付する。

【 事業費 】

(単位:千円)

| 事業費 | 国県支出金 | 地方債 | その他 | 一般財源 |
|---------------------|--------|-----|-----|--------|
| 38,943 | 14,453 | | | 24,490 |
| 主な予算内訳 | | | | |
| 1節 民生総務嘱託員報酬 20人 | | | | 3,672 |
| 民生嘱託員報酬 204人 | | | | 30,111 |
| 民生委員推薦会報酬 4人 | | | | 126 |
| 事務補助嘱託員報酬 2人 | | | | 2,056 |
| 9節 事務補助嘱託員等費用弁償 | | | | 161 |
| 19節 民生委員・児童委員協議会補助金 | | | | 2,817 |

(款) 15 民生費 (項) 5 社会福祉費 (目) 5 社会福祉総務費

◎健康福祉 ○地域生活の支援サービス

戦傷病者戦没者遺族等援護事業

生活福祉課

【 総合計画上の位置づけ 】

将来目標 健やかで心豊かに暮らせるまち

分野 健康福祉

施策の方針 地域生活の支援サービス

【 事業の目的 】

対象 戦没者の遺族、原子爆弾被爆者及び市民

意図 戦没者の追悼、原子爆弾被爆者に対する援護を通じ、平和を祈念するため。

効果 対象者の生活の援護や安定を目指し、福祉の増進を図る。

【 事業の内容 】

- ・戦没者の追悼式典を遺族等と行う。
- ・鎌倉市遺族会へ補助金を交付する。
- ・鎌倉市被爆者の会へ補助金を交付する。
- ・本市の援護資格者として認定を受けた市民に対して、援護手当を支給する。
- ・戦没者等の遺族への給付金等請求受付事務等を行う。

【 事業費 】

(単位:千円)

| 事業費 | 国県支出金 | 地方債 | その他 | 一般財源 |
|-----------------------|-------|-----|-----|-------|
| 4,041 | 55 | | | 3,986 |
| 主な予算内訳 | | | | |
| 8節 戦没者追悼式参列者記念品等 | | | | 190 |
| 11節 消耗品費 | | | | 42 |
| 印刷製本費 | | | | 11 |
| 12節 筆耕翻訳料 | | | | 3 |
| 13節 戦没者追悼式祭壇等設営業務委託料 | | | | 60 |
| 戦没者追悼式献花及び祭壇盛花設置業務委託料 | | | | 238 |
| 19節 鎌倉市遺族会補助金 | | | | 158 |
| 鎌倉市被爆者の会補助金 | | | | 75 |
| 20節 被爆者援護手当 136人 | | | | 3,264 |

(款) 15 民生費 (項) 5 社会福祉費 (目) 5 社会福祉総務費

◎健康福祉 ○地域生活の支援サービス

行旅病人死亡人援護事業

【

生活福祉課

】

【 総合計画上の位置づけ 】

将来目標 健やかで心豊かに暮らせるまち

分野 健康福祉

施策の方針 地域生活の支援サービス

【 事業の目的 】

対象 行旅病人、行旅死亡人等及び同伴者

意図 行旅病人等の救護等のため。

効果 行旅病人等の救護等を図る。

【 事業の内容 】

- ・ 行旅病人の援護を行う。
- ・ 行旅死亡人の火葬、官報公告、遺骨の保管等を行う。
- ・ 「墓地、埋葬等に関する法律」第9条の規定に基づき、引き取り手のない遺体の取扱いを行う。

【 事業費 】

(単位:千円)

| 事業費 | 国県支出金 | 地方債 | その他 | 一般財源 |
|--------|-------------------|-----|-----|------|
| 1,286 | 466 | | | 820 |
| 主な予算内訳 | | | | |
| 8節 | 行旅死亡人遺骨保管謝礼 | | | 90 |
| 12節 | 行旅死亡人官報公告掲載料 | | | 31 |
| 13節 | 行旅死亡人移送及び火葬等業務委託料 | | | 466 |
| | 墓地埋葬法による遺体取扱委託料 | | | 699 |

(款) 15 民生費 (項) 5 社会福祉費 (目) 5 社会福祉総務費

◎健康福祉 ○地域生活の支援サービス

中国残留邦人等支援事業

【

生活福祉課

】

【 総合計画上の位置づけ 】

将来目標 健やかで心豊かに暮らせるまち

分野 健康福祉

施策の方針 地域生活の支援サービス

【 事業の目的 】

対象 永住帰国した中国残留邦人等

意図 中国残留邦人等の生活の支援を行うため。

効果 中国残留邦人等の老後の生活の安定、地域での生き生きとした暮らしを実現する。

【 事業の内容 】

- ・中国残留邦人等で、世帯の収入が一定の基準に満たない者などに対して、生活支援給付金を支給する。

【 事業費 】

(単位:千円)

| 事業費 | 国県支出金 | 地方債 | その他 | 一般財源 |
|-----|-------|-----|-----|------|
| 10 | 7 | | | 3 |

主な予算内訳

20節 生活支援扶助費

10

生活困窮者自立支援事業

生活福祉課

【 総合計画上の位置づけ 】

将来目標 健やかで心豊かに暮らせるまち

分野 健康福祉

施策の方針 地域生活の支援サービス

【 事業の目的 】

対象 生活に困窮した市民

意図 自立の促進を図るため。

効果 相談及び住居確保給付金の支援を受けることにより、自立を目指すことができる。

【 事業の内容 】

- ・ 就労の支援その他の自立に関する問題について、対象者に対する支援計画を作成し、必要な情報の提供及び助言を行う。
- ・ 再就職のため必要と認められる者に対し、住居確保給付金を支給する。

【 事業費 】

(単位:千円)

| 事業費 | 国県支出金 | 地方債 | その他 | 一般財源 |
|----------------------|--------|-----|-----|--------|
| 15,903 | 10,709 | | | 5,194 |
| 主な予算内訳 | | | | |
| 11節 消耗品費 | | | | 72 |
| 13節 生活困窮者自立相談支援事業委託料 | | | | 10,330 |
| 学習支援事業委託料 | | | | 4,901 |
| 20節 住居確保給付金 | | | | 600 |

国保組合支援事業

【 保険年金課 】

【 総合計画上の位置づけ 】

将来目標 健やかで心豊かに暮らせるまち
分野 健康福祉
施策の方針 市民の健康と安心づくりの推進

【 事業の目的 】

対象 市内に居住する国民健康保険組合の組合員とその家族

意図 国民健康保険組合が行う国民健康保険事業に要する費用に対する補助金であり、保険事業の健全化と事業運営の支援の一助とする目的で交付するため。

効果 組合員の安定した医療保障が図られる。

【 事業の内容 】

- ・ 保険事業の健全化と事業運営の支援の一助とする目的で、国民健康保険組合員とその家族1人当たりに70円を補助金として交付する。

【 事業費 】

(単位:千円)

| 事業費 | 国県支出金 | 地方債 | その他 | 一般財源 |
|------------------|-------|-----|-----|------|
| 67 | | | | 67 |
| 主な予算内訳 | | | | |
| 19節 県建設連合国保組合補助金 | | | | 40 |
| 県建設業国保組合補助金 | | | | 27 |

(款) 15 民生費 (項) 5 社会福祉費 (目) 5 社会福祉総務費
 ◎健康福祉 ○市民の健康と安心づくりの推進

国民健康保険事業特別会計繰出金

【 保険年金課 】

【 事業の内容 】

- ・ 国民健康保険事業特別会計への繰出金を支出する。

【 事業費 】

(単位:千円)

| 事業費 | 国県支出金 | 地方債 | その他 | 一般財源 |
|-----------|---------|-----|-----|-----------|
| 1,811,716 | 488,826 | | 1 | 1,322,889 |

主な予算内訳

28節 繰出金

1,811,716

(款) 15 民生費 (項) 5 社会福祉費 (目) 5 社会福祉総務費
 ◎健康福祉 ○市民の健康と安心づくりの推進

介護保険事業特別会計繰出金 【 高齢者いきいき課 】

【 事業の内容 】
 ・ 介護保険事業特別会計への繰出金を支出する。

【 事業費 】 (単位:千円)

| 事業費 | 国県支出金 | 地方債 | その他 | 一般財源 |
|-----------|--------|-----|-----|-----------|
| 2,506,100 | 20,250 | | | 2,485,850 |

主な予算内訳
 28節 繰出金 2,506,100

(款) 15 民生費 (項) 5 社会福祉費 (目) 5 社会福祉総務費

◎市民自治 ○市民自治

地域福祉推進事業

【 福祉総務課 】

【 総合計画上の位置づけ 】

将来目標 計画の推進に向けた考え方

分野 市民自治

施策の方針 市民自治

【 事業の目的 】

対象 市民等

意図 健やかで心豊かに暮らせるまちづくりに向け、新たなコミュニティや仕組みづくりを進めるため。

効果 地域福祉の推進が図られる。

【 事業の内容 】

- ・ 地域で安心して暮らしていくための初期相談に応じる地域福祉相談室の運営を継続し、適切な支援に繋げていく体制の整備を行う。
- ・ 地域住民による地域課題の把握と課題解決への取組を進めるため、地域アセスメント活動を中心とした地域福祉推進活動への支援を行う。

【 事業費 】

(単位:千円)

| 事業費 | 国県支出金 | 地方債 | その他 | 一般財源 |
|-------|-------|-----|-----|-------|
| 8,498 | | | | 8,498 |

主な予算内訳

13節 地域福祉相談室事業委託料

5,400

19節 地域福祉推進活動支援補助金

3,098

(款) 15 民生費 (項) 5 社会福祉費 (目) 5 社会福祉総務費

◎行財政運営 ○行財政運営

職員給与費

職員課

【 対象となる職員 】

こどもみらい部発達支援室(発達相談担当)

健康福祉部のうち福祉総務課・生活福祉課(援護担当)・高齢者いきいき課(いきいき福祉担当)

障害者福祉課・保険年金課(年金担当)

【 職員給与費 】

(単位:千円)

主な予算内訳

| | |
|--------------|---------|
| 職員給与費 | 400,347 |
| ・ 2節 給料 一般職 | 186,221 |
| 一般職職員 48人 | |
| 再任用(短時間) 4人 | |
| ・ 3節 職員手当等 | 148,575 |
| 扶養手当 | 3,709 |
| 地域手当 | 29,314 |
| 通勤手当 | 4,956 |
| 超過勤務手当 | 14,663 |
| 休日給 | 74 |
| 管理職手当 | 5,496 |
| 特殊勤務手当 | 763 |
| 期末勤勉手当 | 80,967 |
| 住居手当 | 7,033 |
| 児童手当 | 1,600 |
| ・ 4節 共済費 | 65,551 |
| 市町村職員共済組合負担金 | 63,948 |
| 社会保険料 | 1,519 |
| 雇用保険料 | 84 |

(款) 15 民生費 (項) 5 社会福祉費 (目) 10 社会福祉施設費

◎健康福祉 ○地域生活の支援サービス

福祉センター管理運営事業

福祉総務課

【 総合計画上の位置づけ 】

将来目標 健やかで心豊かに暮らせるまち

分野 健康福祉

施策の方針 地域生活の支援サービス

【 事業の目的 】

対象 市民等

意図 鎌倉市福祉センターの利用者の利便性向上と、施設環境の保持を図るため。

効果 利用者の利便性向上のため、適切な施設の管理を行う。

【 事業の内容 】

・福祉センターの効率的な管理運営を行う。

【 事業費 】

(単位:千円)

| 事業費 | 国県支出金 | 地方債 | その他 | 一般財源 |
|-------------------------|-------|-----|-------|--------|
| 47,797 | | | 5,597 | 42,200 |
| 主な予算内訳 | | | | |
| 11節 維持管理用消耗品費 | | | | 310 |
| 燃料費 | | | | 5 |
| 光熱水費 | | | | 11,527 |
| 維持修繕料 | | | | 3,230 |
| 12節 電信料 | | | | 115 |
| 消防設備・非常用警報(放送)設備保守点検手数料 | | | | 205 |
| 自家用電気工作物保守点検手数料 | | | | 191 |
| 熱源機器保守点検手数料 | | | | 934 |
| 昇降機保守点検手数料 | | | | 687 |
| 受水槽法定点検等手数料 | | | | 491 |
| 13節 総合管理業務委託料 | | | | 29,183 |
| 警備業務委託料 | | | | 91 |
| 自動ドア保守点検委託料 | | | | 192 |
| 電話設備保守点検委託料 | | | | 143 |
| 樹木伐採業務委託料 | | | | 216 |
| 受変電設備清掃業務委託料 | | | | 43 |
| 18節 床置形ウォータークーラー備品購入費 | | | | 234 |

(款) 15 民生費 (項) 5 社会福祉費 (目) 15 障害者福祉費
 ◎健康福祉 ○地域生活の支援サービス

障害者福祉運営事業

【 障害者福祉課 】

【 総合計画上の位置づけ 】

将来目標 健やかで心豊かに暮らせるまち
 分野 健康福祉
 施策の方針 地域生活の支援サービス

【 事業の目的 】

対象 障害者等

意図 障害者等に関する施策をより明確にし、よりきめ細かく推進するための障害者福祉計画の着実な推進及び障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス等の適正かつ円滑な実施を行うため。

効果 障害者等の生活の安定と支援の充実を図る。

【 事業の内容 】

- ・ 障害者福祉計画等の進行管理及び策定を行う。
- ・ 障害者総合支援法に基づく事業の施行管理等を行う。
- ・ 障害者団体等への支援を行う。
- ・ 障害者等へのサービス利用調整等必要な支援や権利擁護のための援助など相談支援事業を行う。
- ・ 失語症者等成人言語障害者への支援を行う。
- ・ 在宅の障害者の日中活動の場の確保、障害の特性に応じた作業の場の提供及び地域社会との交流の促進により障害者の自立を支援する地域活動支援センター事業を実施する。
- ・ 公的年金給付の要件を制度上満たせない在日外国人の障害者に給付金を支給する。
- ・ 基幹相談支援センターや成年後見センターを運営する。

【 事業費 】

(単位:千円)

| 事業費 | 国県支出金 | 地方債 | その他 | 一般財源 |
|---------|----------------------|-----|-------|---------|
| 266,152 | 58,297 | | 8,701 | 199,154 |
| 主な予算内訳 | | | | |
| 1節 | 総合相談窓口等非常勤嘱託員報酬 10人 | | | 10,282 |
| | 障害者介護給付費等審査会委員報酬 15人 | | | 3,936 |
| | 障害支援区分認定調査員報酬 3人 | | | 4,752 |
| | 障害者福祉計画推進委員会委員報酬 10人 | | | 408 |
| 7節 | 給付費等事務補助臨時的任用職員賃金 | | | 1,626 |
| 8節 | 障害者施設訪問歯科検診報償費 | | | 903 |
| | 障害福祉相談員等報償費 | | | 724 |
| 9節 | 総合相談窓口等非常勤嘱託員費用弁償 | | | 1,498 |
| | 障害支援区分認定調査員等費用弁償 | | | 540 |
| 11節 | 消耗品費 | | | 574 |
| | 備品修繕料 | | | 28 |
| 12節 | 電信料 | | | 72 |
| | 自立支援給付医師意見書作成手数料 | | | 1,646 |
| | 給付費支払システム運営手数料 | | | 4,243 |
| | 成年後見市長申立手数料 | | | 224 |
| | 手話通訳者等保険料 | | | 26 |
| 13節 | 障害者福祉計画点字版等作成委託料 | | | 342 |
| | 障害者相談支援事業運営委託料 | | | 8,287 |

| | | |
|-----|----------------------------|---------|
| | 障害者地域活動支援センター運営事業委託料 11ヶ所 | 194,256 |
| | 成年後見センター運営業務委託料 | 3,780 |
| | 精神保健福祉相談・障害者虐待防止対策支援事業等委託料 | 4,950 |
| | 基幹相談支援センター運営委託料 | 14,712 |
| | 障害者福祉計画策定支援委託料 | 4,163 |
| 14節 | 障害福祉サービス請求内容チェックシステム賃借料 | 778 |
| 19節 | 失語症成人言語障害者支援事業等負担金 | 497 |
| | 成年後見制度利用支援事業補助金 | 870 |
| | 余暇活動支援事業補助金 | 1,000 |
| | 鎌倉市肢体不自由児者父母の会補助金 | 147 |
| | 鎌倉市身体障害者福祉協会補助金 | 147 |
| | 青い麦の会事業運営費補助金 | 128 |
| | 鎌倉市手をつなぐ育成会補助金 | 231 |
| | 鎌倉市腎友会補助金 | 40 |
| | 神奈川県障害者スポーツ振興協議会運営費補助金 | 30 |
| 20節 | 外国籍等障害者福祉給付金 | 312 |

(款) 15 民生費 (項) 5 社会福祉費 (目) 15 障害者福祉費

◎健康福祉 ○地域生活の支援サービス

障害者生活支援事業

【 障害者福祉課 】

【 総合計面上の位置づけ 】

将来目標 健やかで心豊かに暮らせるまち

分野 健康福祉

施策の方針 地域生活の支援サービス

【 事業の目的 】

対象 障害者等

意図 障害者等の生活安定及び福祉の向上を図り、必要な生活支援を行うため。

効果 障害者等の生活の安定と支援の充実を図る。

【 事業の内容 】

・施設等通所交通費助成費、特別障害者手当等、福祉手当を対象者に給付する。

【 事業費 】

(単位:千円)

| 事業費 | 国県支出金 | 地方債 | その他 | 一般財源 |
|---------|--------|-----|-----|---------|
| 154,425 | 32,464 | | | 121,961 |

主な予算内訳

| | |
|------------------|--------|
| 20節 施設等通所者交通費助成費 | 39,139 |
| 特別障害者手当等 | 43,286 |
| 福祉手当 | 72,000 |

障害者福祉サービス事業

【 障害者福祉課 】

【 総合計画上の位置づけ 】

将来目標 健やかで心豊かに暮らせるまち

分野 健康福祉

施策の方針 地域生活の支援サービス

【 事業の目的 】

対象 障害者等

意図 障害者等に必要な障害福祉サービスを提供し、日常生活及び社会生活を総合的に支援し、安心して生活を送ることができるようにするため。

効果 障害者等の日常生活の利便性の向上と、安心して社会生活を送ることができる体制の充実を図る。

【 事業の内容 】

- ・ 障害者が障害福祉サービスを利用した場合に介護給付費の支給を行う。
- ・ 身体機能を補い日常生活を容易にするために障害者等の補装具・日常生活用具の給付を行う。
- ・ 障害の内容に合わせた住宅設備改修の際に重度障害者住宅設備改造費の助成を行う。
- ・ 自宅の浴槽での入浴が不可能な身体障害者に訪問入浴サービスを実施する。
- ・ グループホーム入居者へ家賃の助成を行う。
- ・ 施設から地域生活移行を予定している入所者を対象として、個室(ユニット)を設置し、地域での生活環境に近づけることを目的とした支援を行う事業に対する補助を行う。
- ・ 障害者総合支援法の補装具給付費支給対象外の軽・中等度の難聴の児童に対し、補聴器購入費の一部の助成を行う。

【 事業費 】

(単位:千円)

| 事業費 | 国県支出金 | 地方債 | その他 | 一般財源 |
|--------------------------|-----------|-----|-----|-----------|
| 2,555,507 | 1,859,383 | | 15 | 696,109 |
| 主な予算内訳 | | | | |
| 1節 特別障害者手当認定審査嘱託医報酬 2人 | | | | 319 |
| 12節 更生医療審査等手数料 | | | | 67 |
| 13節 身体障害者訪問入浴サービス事業委託料 | | | | 5,500 |
| 虐待防止緊急一時保護事業等委託料 | | | | 1,051 |
| 19節 在宅重度身体障害者生活介護支援事業補助金 | | | | 9,623 |
| 地域生活サポート事業補助金 | | | | 5,279 |
| グループホーム設置費補助金 | | | | 1,500 |
| グループホーム等家賃助成補助金 | | | | 10,560 |
| 短期入所拠点事業所配置事業補助金 | | | | 2,255 |
| 重度障害者住宅設備改造費補助金 | | | | 5,340 |
| 生活環境改善支援事業補助金 | | | | 497 |
| 軽・中等度難聴児補聴器購入助成事業補助金 | | | | 333 |
| 20節 障害福祉サービス費等 | | | | 1,889,471 |
| 相談支援給付費等 | | | | 53,708 |
| 自立支援医療等給付費 | | | | 79,706 |
| 補装具給付費 | | | | 36,800 |
| 高額障害福祉サービス等給付費 | | | | 200 |
| 障害児通所給付費等 | | | | 310,176 |

| | |
|--------------------|--------|
| 障害児相談支援給付費等 | 10,212 |
| 移動支援等給付費 | 79,914 |
| 日常生活用具給付費 | 33,428 |
| 障害福祉サービス利用助成費 | 614 |
| 身体障害短期入所法外扶助費 | 990 |
| 県単独短期入所加算 | 10,094 |
| グループホーム法外扶助費 | 870 |
| グループホーム等運営費補助事業給付費 | 7,000 |

障害者社会参加促進事業

【 障害者福祉課 】

【 総合計画上の位置づけ 】

将来目標 健やかで心豊かに暮らせるまち
 分野 健康福祉
 施策の方針 地域生活の支援サービス

【 事業の目的 】

対象 障害者等

意図 在宅の障害者等の社会参加及び外出を支援するため。

効果 障害者等の社会参加の促進を図る。

【 事業の内容 】

- ・聴覚障害者等の依頼により、手話通訳者等を派遣し、聴覚障害者等の情報保障を図る。
- ・手話通訳者を週5回、半日、障害者福祉課窓口配置する。
- ・手話講習会入門、基礎、中級、上級講座等を開催する。
- ・障害者ふれあいフェスティバルを開催する。
- ・障害者が自ら運転する自動車を改造する場合に自動車改造費の助成を行う。
- ・障害の程度が1級から4級までの下肢・体幹・内部障害、あるいは1級の上肢の障害を有する方に自動車運転訓練費の助成を行う。
- ・在宅の重度障害者に福祉タクシー利用券・福祉自動車燃料費助成券等を交付し利用料等の助成を行う。

【 事業費 】

(単位:千円)

| 事業費 | 国県支出金 | 地方債 | その他 | 一般財源 |
|--------|---------------------|-----|-----|--------|
| 42,556 | 2,614 | | | 39,942 |
| 主な予算内訳 | | | | |
| 1節 | 手話通訳嘱託員報酬 5人 | | | 1,276 |
| 8節 | 手話通訳者等派遣等報償費 | | | 2,274 |
| 9節 | 手話通訳嘱託員費用弁償 | | | 256 |
| 11節 | 福祉タクシー券等印刷製本費 | | | 224 |
| 12節 | 福祉タクシー券等事務手数料 | | | 1,053 |
| 13節 | 手話講習会開催等委託料 | | | 1,549 |
| 19節 | 障害者ふれあいフェスティバル開催負担金 | | | 330 |
| 20節 | 身体障害者自動車改造費助成費 | | | 200 |
| | 身体障害者自動車運転訓練費助成費 | | | 100 |
| | 福祉タクシー利用料金等助成費 | | | 35,294 |

(款) 15 民生費 (項) 5 社会福祉費 (目) 15 障害者福祉費

◎健康福祉 ○地域生活の支援サービス

障害者就労支援事業

【 障害者福祉課 】

【 総合計画上の位置づけ 】

将来目標 健やかで心豊かに暮らせるまち

分野 健康福祉

施策の方針 地域生活の支援サービス

【 事業の目的 】

対象 障害者等

意図 一般就労が困難な障害者等に作業・生活訓練を行い、地域社会の一員として生活できるよう支援するため。

効果 障害者等の雇用の促進と就労の場が確保される。

【 事業の内容 】

- ・ 障害者を雇用する事業主に雇用奨励金を支給する。
- ・ 雇用の促進と就労の安定化を図るため、就労後の定着支援事業を行う。
- ・ 企業に就労する知的障害者の定着支援のため、障害者の就労を支援するジョブサポーター派遣事業を行う。
- ・ 就労支援のための訓練等給付費を支給し、家賃助成を行う。

【 事業費 】

(単位:千円)

| 事業費 | 国県支出金 | 地方債 | その他 | 一般財源 |
|---------|---------|-----|-----|---------|
| 485,032 | 346,957 | | 750 | 137,325 |

主な予算内訳

| | | | | |
|-----|---------------------------|--|--|---------|
| 8節 | 障害者雇用奨励金 | | | 7,650 |
| | 雇用促進対策事業報償費 | | | 661 |
| 13節 | 障害者就労後定着支援事業委託料 | | | 2,500 |
| | 障害者就労支援員(ジョブサポーター)派遣事業委託料 | | | 1,204 |
| 19節 | 障害者訓練等給付事業所家賃助成補助金 | | | 10,800 |
| 20節 | 就労移行支援給付費 | | | 113,581 |
| | 就労継続支援給付費 | | | 348,636 |

(款) 15 民生費 (項) 5 社会福祉費 (目) 15 障害者福祉費

◎健康福祉 ○地域生活の支援サービス

発達支援事業

発達支援室

【 総合計画上の位置づけ 】

将来目標 健やかで心豊かに暮らせるまち

分野 健康福祉

施策の方針 地域生活の支援サービス

【 事業の目的 】

対象 発達に特別な支援を必要とする児童等

意図 ライフステージに応じて、その時々に必要な相談及びサービスを利用できるようにするため。

効果 安心して生活できるよう、一体的、総合的にサービスの提供体制を調整・整備する。

【 事業の内容 】

- ・発達障害を含む特別な支援を必要とする児童等の相談及び早期発見、早期支援について保健、福祉、教育等と連携を図りながら実施する。
- ・障害児放課後・余暇支援事業及び放課後等デイサービスを行う「障害児活動支援センター」の運営を指定管理者に委託する。
- ・特別な支援を必要とする児童を受け入れている幼稚園に対して補助金を交付する。

【 事業費 】

(単位:千円)

| 事業費 | 国県支出金 | 地方債 | その他 | 一般財源 |
|--|-------|-----|-------|--------|
| 48,602 | 2,763 | | 8,273 | 37,566 |
| 主な予算内訳 | | | | |
| 1節 発達支援嘱託員報酬 | | | | |
| 理学療法士 2人 | | | | 4,900 |
| 言語聴覚士 4人 | | | | 9,800 |
| 心理士 4人 | | | | 8,575 |
| 保育士 1人 | | | | 1,080 |
| 作業療法士 1人 | | | | 2,450 |
| 嘱託医報酬 | | | | |
| 小児神経科医師 1人 | | | | 791 |
| 整形外科医師 1人 | | | | 791 |
| リハビリテーション医師 1人 | | | | 1,582 |
| 発達支援委員会委員報酬 6人 | | | | 186 |
| 相談支援嘱託員報酬 4人 | | | | 2,288 |
| 8節 講演会等講師謝礼 | | | | 100 |
| 発達支援システム推進協議会委員謝礼 | | | | 176 |
| (仮称)由比ガ浜こどもセンター及び障害児活動支援センター運営事業者 選定委員会謝礼 | | | | 312 |
| 講演会保育ボランティア謝礼 | | | | 6 |
| 9節 発達支援委員会委員費用弁償 | | | | 15 |
| 相談支援嘱託員等費用弁償 | | | | 383 |
| 11節 消耗品費 | | | | 378 |
| 燃料費 | | | | 69 |
| 車両修繕料 | | | | 73 |
| 医薬材料費 | | | | 3 |
| 12節 電信料 | | | | 51 |
| アップライトピアノ調律手数料 | | | | 12 |

| | | |
|-----|---------------------|--------|
| | 電子証明書(相談支援使用料)発行手数料 | 8 |
| | 普通傷害保険料 | 395 |
| 14節 | オージオメタリース等賃借料 | 479 |
| 19節 | 特別支援保育運営費補助金 | 13,699 |

(款) 15 民生費 (項) 5 社会福祉費 (目) 15 障害者福祉費
 ◎健康福祉 ○地域生活の支援サービス

障害者医療助成事業

【 保険年金課 】

【 総合計画上の位置づけ 】

将来目標 健やかで心豊かに暮らせるまち
 分野 健康福祉
 施策の方針 地域生活の支援サービス

【 事業の目的 】

対象 療育手帳A1～B1、身体障害者手帳1～3級と4級の一部、精神障害者保健福祉手帳の1～2級を持つ障害者等

意図 障害者の医療費を助成することにより、障害者の保健の向上に寄与し、福祉の増進を図るため。

効果 常時医療を必要とする事の多い障害者の経済的負担を緩和し、医療を受けやすい環境を醸成する。

【 事業の内容 】

- ・療育手帳A1～B1、身体障害者手帳1～3級と4級の一部、精神障害者保健福祉手帳1～2級を持つ障害者等(所得制限あり・65歳以上新規障害除外)に、食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額を除く健康保険自己負担分を全額助成する。

【 事業費 】

(単位:千円)

| 事業費 | 国県支出金 | 地方債 | その他 | 一般財源 |
|-----------------|---------|-----|--------|---------|
| 689,819 | 121,355 | | 63,747 | 504,717 |
| 主な予算内訳 | | | | |
| 7節 臨時的任用職員賃金 | | | | 336 |
| 11節 医療助成事務用消耗品費 | | | | 50 |
| 受診証等印刷製本費 | | | | 132 |
| 12節 審査支払手数料 | | | | 8,900 |
| 20節 医療扶助費 | | | | 680,401 |

(款) 15 民生費 (項) 5 社会福祉費 (目) 15 障害者福祉費

◎健康福祉 ○地域生活の支援サービス

発達支援サポートシステム推進事業

【 発達支援室 】

※重点事業(事業CD:4-1-1-3)

【 総合計画上の位置づけ 】

将来目標 健やかで心豊かに暮らせるまち

分野 健康福祉

施策の方針 地域生活の支援サービス

【 事業の目的 】

対象 発達に課題を持つ子どもの保護者及び支援者等

意図 発達に課題を持つ子どもが適切な支援を受けることができるよう、発達障害などの理解及び対応のスキルアップを図るため。

効果 療育と教育の連携を強化し、地域における幼児期から学齢期までライフステージに応じた継続した支援を行うことで鎌倉市子ども・子育てきらきらプランの主要施策「障害のある子どもと家庭への支援」の充実を図る。

【 事業の内容 】

- ・発達支援に関する情報共有と支援技術の向上を目指すサポーター養成講座を体系的に開催する。
- ・庁内検討委員会及び発達支援委員会と連携し、保育現場や学校現場における講座受講者の人材活用を推進する。

【 事業費 】

(単位:千円)

| 事業費 | 国県支出金 | 地方債 | その他 | 一般財源 |
|-----|-------|-----|-----|------|
| 470 | | | | 470 |

主な予算内訳

| | | | | |
|-----|----------------|--|--|-----|
| 8節 | サポーター養成講座講師謝礼 | | | 420 |
| 11節 | サポーター養成講座用消耗品費 | | | 50 |

(款) 15 民生費 (項) 5 社会福祉費 (目) 20 障害者施設費

◎健康福祉 ○地域生活の支援サービス

障害者施設管理運営事業

【 障害者福祉課・発達支援室 】

【 総合計画上の位置づけ 】

将来目標 健やかで心豊かに暮らせるまち
分野 健康福祉
施策の方針 地域生活の支援サービス

【 事業の目的 】

対象 ・知的障害者、障害児等

意図 ・知的障害者の日常生活上の支援及び生活能力向上のために必要な支援、並びに就労に必要な支援及び訓練に関する業務を支援するため。
・障害児等に余暇活動の場を確保することにより、その家族の介護に係る身体的及び精神的な負担を軽減し、障害児等及びその家族の福祉の増進を図るため。

効果 ・知的障害者の社会性の向上を図る。
・障害児放課後・余暇支援施設の複数整備により、障害児等が安心して活動できる場が拡大するとともに、利用希望者の増加に対応する。

【 事業の内容 】

- ・鎌倉はまなみの効率かつ効果的運営を図るため、施設の維持管理及び運営を指定管理者に委託する。
- ・障害児放課後・余暇支援施設の維持管理を行う。

【 事業費 】

(単位:千円)

| 事業費 | 国県支出金 | 地方債 | その他 | 一般財源 |
|--------|-------|--------|-----|--------|
| 55,829 | | 19,000 | 937 | 35,892 |

主な予算内訳

| | | | | |
|-----------------------|--|--|--------|--|
| 11節 障害児放課後・余暇支援施設光熱水費 | | | 937 | |
| 鎌倉はまなみ設備維持修繕料 | | | 25,411 | |
| 13節 鎌倉はまなみ指定管理料 | | | 29,411 | |
| 19節 鎌倉はまなみリスク分担金 | | | 70 | |

(款) 15 民生費 (項) 5 社会福祉費 (目) 25 老人福祉費
 ◎健康福祉 ○地域生活の支援サービス

高齢者福祉運営事業

【 高齢者いきいき課 】

【 総合計画上の位置づけ 】

将来目標 健やかで心豊かに暮らせるまち
 分野 健康福祉
 施策の方針 地域生活の支援サービス

【 事業の目的 】

対象 高齢者等

意図 地域における高齢者の保健・ニーズを分析し、必要なサービス量を定め、豊かな高齢者福祉の基盤整備を図るため。

効果 地域全体で高齢者の自立生活を支え合い、介護が必要になっても住み慣れたまちで暮らし続けられる環境を実現する。

【 事業の内容 】

- ・ 高齢者保健福祉計画の策定を行う。
- ・ 高齢者保健福祉計画の進行管理を行う。
- ・ 福祉有償運送事業に関する事務を行う。

【 事業費 】

(単位:千円)

| 事業費 | 国県支出金 | 地方債 | その他 | 一般財源 |
|-------|-------|-----|-----|-------|
| 1,067 | | | | 1,067 |

主な予算内訳

| | |
|---------------------------|-----|
| 1節 高齢者保健福祉計画推進委員会委員報酬 12人 | 732 |
| 11節 福祉有償運送協議会等消耗品費 | 11 |
| 高齢者保健福祉計画印刷製本費 | 324 |

(款) 15 民生費 (項) 5 社会福祉費 (目) 25 老人福祉費
 ◎健康福祉 ○地域生活の支援サービス

高齢者施設福祉事業

【 高齢者いきいき課 】

【 総合計画上の位置づけ 】

将来目標 健やかで心豊かに暮らせるまち
 分野 健康福祉
 施策の方針 地域生活の支援サービス

【 事業の目的 】

対象 施設入所等を要する高齢者

意図 高齢者に対し、施設入所等に係る環境づくりを支援し、生活の質の確保を図るため。

効果 高齢者への施設福祉サービスの充実を図る。

【 事業の内容 】

- ・ 養護老人ホーム等の入所判定を行う。
- ・ 特別養護老人ホームの土地の借上げを行う。
- ・ 養護老人ホーム等への施設入所措置を行う。

【 事業費 】

(単位:千円)

| 事業費 | 国県支出金 | 地方債 | その他 | 一般財源 |
|--------|-------|-----|--------|--------|
| 80,194 | | | 14,108 | 66,086 |

主な予算内訳

| | | | | |
|--------------------------------|--|--|--|--------|
| 1節 高齢者措置判定委員会委員報酬 5人 | | | | 104 |
| 14節 特別養護老人ホーム(鎌倉プライエムきしろ)土地賃借料 | | | | 2,093 |
| 20節 施設入所者措置費 34人 | | | | 77,997 |

高齢者在宅福祉事業

【 高齢者いきいき課 】

【 総合計画上の位置づけ 】

将来目標 健やかで心豊かに暮らせるまち

分野 健康福祉

施策の方針 地域生活の支援サービス

【 事業の目的 】

対象 高齢者

意図 高齢者に対し、健康等生活面における自立を支援し、生活の質の確保を図るため。

効果 高齢者への在宅福祉サービスの充実を図る。

【 事業の内容 】

- ・一人暮らし等の高齢者世帯に緊急通報装置の貸出しを行う。
- ・寝たきり等の高齢者に訪問による理美容サービスを行う。
- ・成年後見制度に関する相談、普及啓発、市民後見人活動支援等を行う。
- ・低所得の高齢者に対し、成年後見申立に係る費用の一部助成を行う。

【 事業費 】

(単位:千円)

| 事業費 | 国県支出金 | 地方債 | その他 | 一般財源 |
|-------------------|-------|-----|-----|--------|
| 22,562 | | | 245 | 22,317 |
| 主な予算内訳 | | | | |
| 11節 消耗品費 | | | | 39 |
| 医薬材料費 | | | | 11 |
| 12節 成年後見市長申立手数料 | | | | 246 |
| 13節 緊急通報システム事業委託料 | | | | 18,366 |
| 訪問理美容サービス事業委託料 | | | | 70 |
| 成年後見センター運営業務委託料 | | | | 3,780 |
| 19節 成年後見制度利用支援補助金 | | | | 50 |

(款) 15 民生費 (項) 5 社会福祉費 (目) 25 老人福祉費

◎健康福祉 ○地域生活の支援サービス

高齢者生活支援事業

【 高齢者いきいき課 】

【 総合計画上の位置づけ 】

将来目標 健やかで心豊かに暮らせるまち
分野 健康福祉
施策の方針 地域生活の支援サービス

【 事業の目的 】

対象 介護保険サービス利用者等

意図 介護保険法による軽減策とは別に、市独自で低所得者等に対する負担軽減策を講じるため。

効果 利用者や家族の経済的負担等を軽減し、介護サービス等を利用しやすくする。

【 事業の内容 】

- ・ 第2号被保険者のうち、要介護3～5の認定者または、要介護1・2の認定を受け失禁を伴う認知症のある方(いずれも低所得で在宅の方)に対し、紙おむつを支給する。
- ・ 養成講座を受講したサポーターが高齢者を定期的・継続的に支援する。また、サポーターの養成及び利用希望者とのマッチングを行う。
- ・ 社会福祉法人が運営する施設等の利用者で生活が困難な方に対し、利用者負担分を軽減する。

【 事業費 】

(単位:千円)

| 事業費 | 国県支出金 | 地方債 | その他 | 一般財源 |
|-------|-------|-----|-----|-------|
| 5,946 | 15 | | | 5,931 |

主な予算内訳

| | | | | |
|---------------------------|--|--|--|-------|
| 13節 紙おむつ支給事業委託料 | | | | 336 |
| 高齢者生活支援サポートセンター事業委託料 | | | | 5,590 |
| 19節 社会福祉法人利用者負担額軽減制度事業補助金 | | | | 20 |

(款) 15 民生費 (項) 5 社会福祉費 (目) 25 老人福祉費

◎健康福祉 ○地域生活の支援サービス

高齢者施設整備事業

【 高齢者いきいき課 】

【 総合計画上の位置づけ 】

将来目標 健やかで心豊かに暮らせるまち
分野 健康福祉
施策の方針 地域生活の支援サービス

【 事業の目的 】

対象 高齢者

意図 健康の増進や教養の向上と、入所待機者の解消を図るため。

効果 施設による高齢者福祉サービスの充実を図る。

【 事業の内容 】

- ・腰越地域老人福祉センターに至る道路舗装工事や看板設置を行う。
- ・介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)の施設整備に係る補助金を交付する。
- ・小規模多機能型居宅介護事業所のスプリンクラー設置に係る補助金を交付する。

【 事業費 】

(単位:千円)

| 事業費 | 国県支出金 | 地方債 | その他 | 一般財源 |
|---------|--------------------------|-----|-----|---------|
| 104,622 | 3,379 | | | 101,243 |
| 主な予算内訳 | | | | |
| 1節 | 介護保険施設等整備事業者選定委員会委員報酬 5人 | | | 156 |
| 13節 | 腰越地域老人福祉センター建設事後家屋調査委託料 | | | 4,752 |
| | 腰越地域老人福祉センター看板設置委託料 | | | 1,107 |
| 15節 | 腰越地域老人福祉センターに至る道路舗装工事請負費 | | | 10,228 |
| 19節 | 特別養護老人ホーム整備費補助金 | | | 85,000 |
| | スプリンクラー整備事業補助金 | | | 3,379 |

(款) 15 民生費 (項) 5 社会福祉費 (目) 25 老人福祉費
 ◎健康福祉 ○地域生活の支援サービス

高齢者活動運営事業

【 高齢者いきいき課 】

【 総合計画上の位置づけ 】

将来目標 健やかで心豊かに暮らせるまち
 分野 健康福祉
 施策の方針 地域生活の支援サービス

【 事業の目的 】

対象 高齢者

意図 高齢者の社会参加や生きがいを支援し、福祉の向上を図るため。

効果 高齢者の健康維持や介護予防が図られ、長寿を喜ぶとともに、公的年金を受給できない外国籍市民の福祉を増進する。

【 事業の内容 】

- ・長寿のお祝いとして100歳以上の高齢者に対し、祝品を贈る。
- ・公的年金給付の要件を制度上満たせない在日外国人の高齢者に給付金を支給する。
- ・65歳以上の方が市内の公衆浴場を利用する場合に、入浴料の一部を助成する。
- ・デイ銭湯事業やいきいきサークル事業を行い、高齢者の生きがいを支援する。
- ・老人クラブの活動を支援するため、補助金を交付する。

【 事業費 】

(単位:千円)

| 事業費 | 国県支出金 | 地方債 | その他 | 一般財源 |
|--------|-------|-----|-------|--------|
| 34,564 | 2,303 | | 6,927 | 25,334 |

主な予算内訳

| | | | | |
|-----|-------------------|--|--|--------|
| 1節 | 事務補助嘱託員報酬 1人 | | | 1,029 |
| 7節 | 臨時的任用職員賃金 | | | 193 |
| 8節 | 敬老祝品 100歳以上170人 | | | 765 |
| | 施設訪問用花束 11施設 | | | 33 |
| 9節 | 事務補助嘱託員費用弁償 | | | 150 |
| 11節 | 消耗品費 | | | 57 |
| | 印刷製本費 | | | 1,105 |
| 13節 | 高齢者入浴助成事業委託料 | | | 14,170 |
| | デイ銭湯事業委託料 | | | 6,151 |
| | いきいきサークル事業委託料 | | | 3,535 |
| | 入浴助成券対象者名簿作成業務委託料 | | | 238 |
| 19節 | 老人クラブ運営費補助金 77クラブ | | | 4,918 |
| | 老人クラブ連合会補助金 | | | 1,620 |
| 20節 | 外国籍等高齢者福祉給付金 | | | 600 |

(款) 15 民生費 (項) 5 社会福祉費 (目) 25 老人福祉費

◎健康福祉 ○地域生活の支援サービス

シルバー人材センター支援事業

【 高齢者いきいき課 】

【 総合計画上の位置づけ 】

将来目標 健やかで心豊かに暮らせるまち
分野 健康福祉
施策の方針 地域生活の支援サービス

【 事業の目的 】

対象 就業を希望する高齢者

意図 働くことを通じて社会に貢献し、健康と生きがい及び社会参加を図るため。

効果 高齢者の勤労意欲と健康の増進、生活感の充実及び福祉の増進を図るとともに、高齢者の能力を生かした活力ある地域づくりに寄与する。

【 事業の内容 】

- ・ シルバー人材センターへの運営費に対する補助金交付及び運転資金貸付により、法人の円滑な運営を支援する。
- ・ 事務所の運営に係る経費を補助する。

【 事業費 】

(単位:千円)

| 事業費 | 国県支出金 | 地方債 | その他 | 一般財源 |
|--------|----------------------|-----|-------|--------|
| 46,384 | | | 7,006 | 39,378 |
| 主な予算内訳 | | | | |
| 13節 | シルバー人材センター用地除草委託料 | | | 232 |
| 19節 | 神奈川県シルバー人材センター連合会負担金 | | | 60 |
| | シルバー人材センター運営費補助金 | | | 35,722 |
| | シルバー人材センター事務所補助金 | | | 3,370 |
| 21節 | シルバー人材センター運転資金貸付金 | | | 7,000 |

(款) 15 民生費 (項) 5 社会福祉費 (目) 25 老人福祉費

◎健康福祉 ○地域生活の支援サービス

高齢者雇用促進事業

【 高齢者いきいき課 】

※重点事業(事業CD:4-1-1-4)

【 総合計画上の位置づけ 】

将来目標 健やかで心豊かに暮らせるまち

分野 健康福祉

施策の方針 地域生活の支援サービス

【 事業の目的 】

対象 就業を希望する高齢者

意図 知識・経験豊かな高齢者の就労を通して地域課題の解決に取り組むとともに、高齢者の健康と生きがいの増進及び社会参加を図るため。

効果 意欲ある高齢者の就労を支援することで、高齢者の心身の健康及び福祉の増進を図るとともに、高齢者の能力を生かした活力ある地域づくりに寄与する。

【 事業の内容 】

- ・生涯現役促進地域連携鎌倉協議会と連携し、高齢者の雇用を促進するため、相談窓口設置、就労啓発セミナー、説明会等を開催する。
- ・国からの委託料が入金されるまでの運転資金として生涯現役促進地域連携鎌倉協議会に貸付を行う。

【 事業費 】

(単位:千円)

| 事業費 | 国県支出金 | 地方債 | その他 | 一般財源 |
|--------|-------|-----|--------|------|
| 20,005 | | | 19,995 | 10 |

主な予算内訳

| | | | | |
|------------------------|--|--|--|--------|
| 11節 消耗品費 | | | | 10 |
| 21節 生涯現役促進地域連携鎌倉協議会貸付金 | | | | 19,995 |

(款) 15 民生費 (項) 5 社会福祉費 (目) 25 老人福祉費

◎健康福祉 ○市民の健康と安心づくりの推進

後期高齢者医療事業特別会計繰出金

【

保険年金課

】

【 事業の内容 】

- ・ 後期高齢者医療事業特別会計への繰出金を支出する。

【 事業費 】

(単位:千円)

| 事業費 | 国県支出金 | 地方債 | その他 | 一般財源 |
|-----------|---------|-----|-----|-----------|
| 2,183,149 | 255,811 | | | 1,927,338 |

主な予算内訳

28節 繰出金

2,183,149

(款) 15 民生費 (項) 5 社会福祉費 (目) 30 老人福祉施設費

◎健康福祉 ○地域生活の支援サービス

在宅福祉サービスセンター管理運営事業

【 高齢者いきいき課 】

【 総合計画上の位置づけ 】

将来目標 健やかで心豊かに暮らせるまち

分野 健康福祉

施策の方針 地域生活の支援サービス

【 事業の目的 】

対象 市民等

意図 快適な施設の環境の保持を図るため。

効果 在宅福祉サービスセンター利用者の利便性の向上を図る。

【 事業の内容 】

- ・ 地域の高齢者の介護に関する業務を行う二階堂、御成町、台在宅福祉サービスセンターの維持管理を行う。

【 事業費 】

(単位:千円)

| 事業費 | 国県支出金 | 地方債 | その他 | 一般財源 |
|-------------------------|-------|-----|--------|--------|
| 44,924 | | | 15,390 | 29,534 |
| 主な予算内訳 | | | | |
| 11節 維持管理用消耗品費 | | | | 270 |
| 非常用予備発電装置燃料費 | | | | 9 |
| 光熱水費 | | | | 17,912 |
| 維持修繕料 | | | | 6,500 |
| 備品修繕料 | | | | 104 |
| 12節 電信料 | | | | 481 |
| 自家用電気工作物保守点検手数料 | | | | 289 |
| 消防設備器具保守点検手数料 | | | | 488 |
| 受水槽保守点検手数料 | | | | 178 |
| 冷温水発生機保守点検手数料 | | | | 1,108 |
| ファンコイルユニット保守点検手数料 | | | | 155 |
| 貯湯槽保守点検手数料 | | | | 124 |
| 昇降機保守点検手数料 | | | | 1,798 |
| ボイラー保守点検手数料 | | | | 173 |
| 空調保守点検手数料 | | | | 499 |
| 給水装置等定期点検手数料 | | | | 65 |
| 13節 自動ドア保守点検業務委託料 | | | | 194 |
| グリストラップ清掃及び油污泥運搬処理業務委託料 | | | | 145 |
| 厨房送風機保守点検業務委託料 | | | | 82 |
| 総合管理業務委託料 | | | | 12,013 |
| 清掃業務委託料 | | | | 1,590 |
| 警備業務委託料 | | | | 375 |
| 樹木伐採業務委託料 | | | | 86 |
| 害虫駆除業務委託料 | | | | 216 |
| 受変電設備清掃業務委託料 | | | | 70 |

(款) 15 民生費 (項) 5 社会福祉費 (目) 30 老人福祉施設費

◎健康福祉 ○地域生活の支援サービス

老人福祉センター管理運営事業

【 高齢者いきいき課 】

【 総合計画上の位置づけ 】

将来目標 健やかで心豊かに暮らせるまち
分野 健康福祉
施策の方針 地域生活の支援サービス

【 事業の目的 】

対象 高齢者(本市に住所を有する60歳以上の者)

意図 健康増進、教養の向上、レクリエーションのための機会を供与するため。

効果 外出やコミュニケーションによって、高齢者の健康的で明るい、生きがいのある生活を実現する。

【 事業の内容 】

- ・ 名越やすらぎセンター、教養センター、今泉さわやかセンター、玉縄すこやかセンター及び腰越地域老人福祉センターの管理運営業務を指定管理者に委託する。
- ・ 各センターの施設修繕を行う。

【 事業費 】

(単位:千円)

| 事業費 | 国県支出金 | 地方債 | その他 | 一般財源 |
|---------------------|-------|-----|-----|---------|
| 204,041 | | | 19 | 204,022 |
| 主な予算内訳 | | | | |
| 11節 維持修繕料 | | | | 15,859 |
| 12節 腰越地域老人福祉センター電信料 | | | | 33 |
| 13節 老人福祉センター指定管理料 | | | | 154,323 |
| 腰越地域老人福祉センター指定管理料 | | | | 30,104 |
| 腰越地域老人福祉センター樹木剪定委託料 | | | | 1,750 |
| 老人福祉センター冷水器撤去委託料 | | | | 136 |
| 18節 老人福祉センター備品購入費 | | | | 1,836 |

(款) 15 民生費 (項) 5 社会福祉費 (目) 35 国民年金事務費

◎健康福祉 ○地域生活の支援サービス

国民年金事務

【 保険年金課 】

【 総合計画上の位置づけ 】

将来目標 健やかで心豊かに暮らせるまち

分野 健康福祉

施策の方針 地域生活の支援サービス

【 事業の目的 】

対象 国民年金被保険者等

意図 被保険者の年金受給権を確保するため。

効果 老齢、障害、死亡といった事故によって国民生活の安定が損なわれることを防ぎ、健全な国民生活の維持、向上を図る。

【 事業の内容 】

- ・ 国民年金に関する資格関係届出、裁定請求、保険料免除申請及び老齢福祉年金諸届等の受理・審査並びに外国人20歳到達者に係る情報の年金事務所への提供、国民年金資格取得時の保険料納付督促、年金に関する広報、年金相談などを行う。
- ・ 特定障害者に対する特別障害給付金の支給申請の受理、審査などを行う。

【 事業費 】

(単位:千円)

| 事業費 | 国県支出金 | 地方債 | その他 | 一般財源 |
|-------|-------|-----|-----|------|
| 3,215 | 3,215 | | | |

主な予算内訳

| | | | | |
|-----|-------------------------|--|--|-------|
| 1節 | 国民年金相談員報酬 1人 | | | 1,320 |
| 7節 | 臨時的任用職員賃金 | | | 252 |
| 9節 | 国民年金相談員費用弁償 | | | 80 |
| 11節 | 国民年金事務用消耗品費 | | | 203 |
| 13節 | 日本年金機構連携対応国民年金システム改修委託料 | | | 1,131 |
| 14節 | 電子複写機賃借料 | | | 229 |

(款) 15 民生費 (項) 10 児童福祉費 (目) 5 児童福祉総務費

◎子育て ○すべての子育て家庭への支援

児童福祉運営事業

【 こどもみらい課・保育課他 】

【 総合計画上の位置づけ 】

将来目標 健やかで心豊かに暮らせるまち
 分野 子育て
 施策の方針 すべての子育て家庭への支援

【 事業の目的 】

対象 児童等

意図 児童福祉事業の円滑な執行を図るため。

効果 児童福祉事業が適切に実施される。

【 事業の内容 】

- ・ 鎌倉市児童福祉審議会の運営を行う。
- ・ 鎌倉市子ども・子育て会議の運営を行う。
- ・ 鎌倉市子ども・子育てきらきらプラン～かまくらっ子をみんなで育てよう！～の推進を行う。
- ・ 市内の保育所の児童の健康に関して、専門的な見地から指導助言ができる保健衛生嘱託員を配置する。
- ・ 市内の保育所の給食調理に係る事務を円滑に行うため、栄養担当嘱託員等を配置する。
- ・ 子ども・子育て支援新制度に係る事務を円滑に運営するため、子ども・子育て支援システムの運用を行うとともに、併せて給付制度法改正に対応する改修も実施する。
- ・ こどもと家庭に関する相談窓口「こどもと家庭の相談室」の運営を行う。
- ・ 相談事例に専門的な見地から指導助言ができる要保護児童相談助言者を配置する。
- ・ 寄附金を遺児福祉基金に積み立てる。

【 事業費 】

(単位:千円)

| 事業費 | 国県支出金 | 地方債 | その他 | 一般財源 |
|--------------------------------|-------|-----|-------|--------|
| 36,346 | 9,460 | | 5,118 | 21,768 |
| 主な予算内訳 | | | | |
| 1節 児童福祉審議会員報酬 5人 | | | | 322 |
| 鎌倉市子ども・子育て会議委員報酬 18人 | | | | 728 |
| 保健衛生嘱託員報酬 4人 | | | | 5,088 |
| 事務補助嘱託員報酬 6人 | | | | 6,170 |
| こどもと家庭の相談室相談員報酬 4人 | | | | 9,540 |
| 栄養担当嘱託員報酬 1人 | | | | 1,512 |
| 7節 臨時的任用職員賃金 | | | | 770 |
| 8節 卒園児記念品等 | | | | 379 |
| 9節 事務補助嘱託員費用弁償 | | | | 899 |
| こどもと家庭の相談室相談員等費用弁償 | | | | 618 |
| 保健衛生嘱託員費用弁償 | | | | 499 |
| 11節 消耗品費 | | | | 75 |
| 12節 全国市長会認可保育所・認定こども園園児賠償責任保険料 | | | | 233 |
| 13節 子ども・子育て支援システム保守業務委託料 | | | | 1,620 |
| 子ども・子育て支援システムコンビニ収納スキャンテスト委託料 | | | | 303 |
| 子ども・子育て支援システム給付制度法改正対応委託料 | | | | 2,444 |
| 19節 鎌倉市保育会補助金 | | | | 14 |
| 鎌倉市保育士会補助金 | | | | 14 |
| 25節 遺児福祉基金積立金 | | | | 5,118 |

(款) 15 民生費 (項) 10 児童福祉費 (目) 5 児童福祉総務費

◎子育て ○すべての子育て家庭への支援

子育て支援事業

【 こどもみらい課・こども相談課 】

【 総合計画上の位置づけ 】

将来目標 健やかで心豊かに暮らせるまち

分野 子育て

施策の方針 すべての子育て家庭への支援

【 事業の目的 】

対象 子育て家庭等

意図 子育てに関する多様なサービスや情報を提供し、子育てニーズに対応するため。

効果 子育て中の市民が子育てを楽しみながらできる環境整備を行う。

【 事業の内容 】

- ・ 子育て家庭に情報提供をするために保育コンシェルジュを配置する。
- ・ 一日冒険遊び場、子育て家庭を対象とした講座・イベントなどの開催に係る費用の一部を助成する。
- ・ ファミリーサポートセンター又は子育て支援事業者の育児支援又は家事支援を利用した人のうち、在宅で子育てをしている家庭などに、利用料の一部を助成する。

【 事業費 】

(単位:千円)

| 事業費 | 国県支出金 | 地方債 | その他 | 一般財源 |
|---------------------|-------|-----|-----|-------|
| 7,810 | 1,814 | | | 5,996 |
| 主な予算内訳 | | | | |
| 8節 保育コンシェルジュ謝礼 | | | | 2,958 |
| 子育て支援キャラクターイラスト作成謝礼 | | | | 20 |
| 9節 保育コンシェルジュ費用弁償 | | | | 614 |
| 11節 消耗品費 | | | | 150 |
| 12節 電信料 | | | | 35 |
| 保育コンシェルジュ賠償責任・傷害保険料 | | | | 49 |
| 19節 子育て支援行事等補助金 | | | | 1,164 |
| 在宅子育て家庭支援事業利用料補助金 | | | | 2,820 |

(款) 15 民生費 (項) 10 児童福祉費 (目) 5 児童福祉総務費

◎子育て ○すべての子育て家庭への支援

地域子育て支援拠点事業

【 こどもみらい課・こども相談課 】

【 総合計画上の位置づけ 】

将来目標 健やかで心豊かに暮らせるまち

分野 子育て

施策の方針 すべての子育て家庭への支援

【 事業の目的 】

対象 子育て家庭等

意図 子育てに関する多様なサービスや情報を提供することによって、ゆとりある子育て環境をつくるため。

効果 子育て家庭に対し情報提供や育児相談に応じ、育児不安などの解消を目指す。

【 事業の内容 】

・児童福祉法に規定する地域子育て支援拠点事業及びその類似事業を指定管理等によって行う。

【 事業費 】

(単位:千円)

| 事業費 | 国県支出金 | 地方債 | その他 | 一般財源 |
|----------------------------|--------|-----|-----|--------|
| 39,261 | 22,732 | | | 16,529 |
| 主な予算内訳 | | | | |
| 11節 消耗品費 | | | | 2,689 |
| 光熱水費 | | | | 1,701 |
| 子育て支援センター維持修繕料 | | | | 117 |
| 鎌倉子育て支援センターの移転に係る修繕料 | | | | 749 |
| 13節 鎌倉・深沢・大船子育て支援センター指定管理料 | | | | 22,788 |
| 玉縄子育て支援センター指定管理料 | | | | 6,433 |
| つどいの広場事業実施委託料 | | | | 2,833 |
| 鎌倉子育て支援センター移転業務委託料 | | | | 300 |
| 18節 (仮称)由比ガ浜こどもセンター関係備品購入費 | | | | 1,651 |

(款) 15 民生費 (項) 10 児童福祉費 (目) 5 児童福祉総務費

◎子育て ○すべての子育て家庭への支援

ファミリー・サポート・センター事業

【 こども相談課 】

【 総合計画上の位置づけ 】

将来目標 健やかで心豊かに暮らせるまち
分野 子育て
施策の方針 すべての子育て家庭への支援

【 事業の目的 】

対象 子育て家庭等

意図 育児等の援助を受けたい人と行いたい人が会員となり、会員同士で相互援助活動を行うため。

効果 地域ぐるみで子育て家庭を支え、心豊かに暮らせる状況を実現する。

【 事業の内容 】

・ 育児等の援助を受けたい人と援助したい人からなる有償ボランティアの会員組織であるファミリーサポートセンターで、アドバイザーが会員間の調整や援助活動等を行う。

【 事業費 】

(単位:千円)

| 事業費 | 国県支出金 | 地方債 | その他 | 一般財源 |
|------------------------|-------|-----|-----|--------|
| 13,692 | 9,126 | | | 4,566 |
| 主な予算内訳 | | | | |
| 11節 消耗品費 | | | | 98 |
| 光熱水費 | | | | 112 |
| 12節 電信料 | | | | 354 |
| ファミリーサポートセンター補償保険料 | | | | 171 |
| 13節 ファミリーサポートセンター運営委託料 | | | | 12,957 |

(款) 15 民生費 (項) 10 児童福祉費 (目) 5 児童福祉総務費
 ◎子育て ○すべての子育て家庭への支援

養育支援訪問等事業

【 こども相談課 】

【 総合計画上の位置づけ 】

将来目標 健やかで心豊かに暮らせるまち
 分野 子育て
 施策の方針 すべての子育て家庭への支援

【 事業の目的 】

対象 児童等

意図 児童虐待防止の周知啓発及び要保護児童等への支援を行うため。

効果 児童虐待を未然に防止するとともに、早期に発見し、支援することで、児童が心身ともに健全に発育発達することができる。

【 事業の内容 】

- ・ 要保護児童相談助言者の配置や講座の開催等の児童虐待未然防止対策を実施する。
- ・ 児童の養育が一時的に困難となる場合に、宿泊を含む一時的な養育・保護をする。
- ・ 養育者が児童に不適切な養育を行い、児童虐待のリスクを抱え、特に支援が必要と認められる家庭に日常生活支援を行う。

【 事業費 】

(単位:千円)

| 事業費 | 国県支出金 | 地方債 | その他 | 一般財源 |
|--------------------------|-------|-----|-----|------|
| 1,576 | 912 | | 34 | 630 |
| 主な予算内訳 | | | | |
| 8節 ママのトークタイムわかば等謝礼 | | | | 392 |
| 9節 こどもと家庭の相談室相談員研修会等費用弁償 | | | | 26 |
| 11節 消耗品費 | | | | 91 |
| 12節 養育支援訪問事業等補償保険料 | | | | 50 |
| 13節 養育支援訪問事業委託料 | | | | 514 |
| 子育て短期支援事業委託料 | | | | 20 |
| 短期入所生活援助事業委託料 | | | | 483 |

(款) 15 民生費 (項) 10 児童福祉費 (目) 5 児童福祉総務費

◎子育て ○すべての子育て家庭への支援

子ども会館・子どもの家管理運営事業

【 青少年課 】

【 総合計画上の位置づけ 】

将来目標 健やかで心豊かに暮らせるまち

分野 子育て

施策の方針 すべての子育て家庭への支援

【 事業の目的 】

対象 市内に居住する乳幼児・小中学生等

意図 子どもに健全な遊び場を提供し、心身の健やかな育成を図るほか、居宅内労働を含む就労等において保護者が昼間家庭にいない児童に対して、家庭的な支援を行うため。

効果 心身ともに健やかな成長を図る。

【 事業の内容 】

- ・各小学校区に子どもの家を設置し、支援員のもと学童保育を行うとともに、子どもの家に併設又は単独で設置する子ども会館により、地域の乳幼児・小中学生に遊び場を提供する。
- ・子ども会館・子どもの家の運営について、指定管理者制度を導入する。

【 事業費 】

(単位:千円)

| 事業費 | 国県支出金 | 地方債 | その他 | 一般財源 |
|---------|-----------------------------------|-----|--------|---------|
| 517,540 | 189,730 | | 55,678 | 272,132 |
| 主な予算内訳 | | | | |
| 1節 | こども育成専任支援員報酬 32人 | | | 83,495 |
| | こども育成支援員報酬 114人 | | | 149,386 |
| | こども育成補助員報酬 2人 | | | 2,184 |
| | 事務補助嘱託員報酬 1人 | | | 1,028 |
| | 施設巡回嘱託員報酬 1人 | | | 588 |
| | 子ども会館・子どもの家指定管理者選定委員会委員報酬 5人 | | | 52 |
| 7節 | 夏期及び障害児対応等臨時的任用職員賃金 | | | 12,006 |
| 8節 | 児童見守り等謝礼 | | | 355 |
| 9節 | 非常勤嘱託員費用弁償 | | | 11,764 |
| | 研修旅費 | | | 250 |
| 11節 | 消耗品費 | | | 5,155 |
| | 燃料費 | | | 102 |
| | 光熱水費 | | | 5,658 |
| | 維持修繕料 | | | 11,302 |
| | 備品修繕料 | | | 30 |
| | 医薬材料費 | | | 200 |
| 12節 | 電信料 | | | 1,785 |
| | エレベーター保守点検等手数料 | | | 597 |
| | 賠償責任保険料 | | | 1,782 |
| 13節 | 腰越・山崎子ども会館・子どもの家指定管理料 | | | 43,200 |
| | 子ども会館・子どもの家放課後児童支援員派遣業務委託料(欠員分) | | | 36,504 |
| | 子ども会館・子どもの家放課後児童支援員派遣業務委託料(長期休暇分) | | | 23,088 |
| | 西鎌倉子ども会館・子どもの家指定管理料 | | | 10,000 |
| | 岩瀬子ども会館・いまいずみ子どもの家指定管理料 | | | 10,000 |
| | 小坂子ども会館・子どもの家崖対策委託料 | | | 8,651 |
| | 梶原子ども会館指定管理料 | | | 8,546 |

| | | |
|-----|----------------------------|--------|
| | にしかまくら子どもの家合同保育委託料 | 2,430 |
| | いわせ・いまいずみ子どもの家合同保育委託料 | 2,430 |
| | 機械警備委託料 | 1,044 |
| | 子どもの家利用料徴収システム改修委託料 | 378 |
| | 伐採・斜面地草刈委託料 | 371 |
| | 軽作業委託料 | 335 |
| | 入退室管理システム生徒情報データインポート業務委託料 | 173 |
| | 備品等廃棄物収集運搬処分委託料 | 172 |
| | 子どもの家利用料徴収システム保守委託料 | 162 |
| | 入退室管理システム名簿入力業務委託料 | 40 |
| | 蜂駆除委託料 | 38 |
| | 入退室管理システム児童カード作成業務委託料 | 29 |
| | クレペリン検査委託料 | 22 |
| 14節 | 腰越子ども会館・子どもの家施設賃借料 | 17,496 |
| | 大船子どもの家増築棟賃借料 | 6,367 |
| | 深沢子ども会館暫定施設賃借料 | 5,210 |
| | 山崎子どもの家増築棟賃借料 | 3,120 |
| | 山崎子ども会館・子どもの家増築棟賃借料 | 2,734 |
| | 入退室管理システム使用料 | 817 |
| | 負傷児童病院送迎用タクシー使用料 | 11 |
| 18節 | 冷蔵庫等備品購入費 | 1,000 |
| | AED購入費 | 2,473 |
| 19節 | 放課後児童クラブ補助金 | 42,978 |
| 22節 | 賠償金 | 1 |
| 23節 | 子どもの家利用料還付金 | 1 |

(款) 15 民生費 (項) 10 児童福祉費 (目) 5 児童福祉総務費

◎子育て ○すべての子育て家庭への支援

小児医療助成事業

【 保険年金課 】

※重点事業(事業CD:4-2-1-3)

【 総合計画上の位置づけ 】

将来目標 健やかで心豊かに暮らせるまち
分野 子育て
施策の方針 すべての子育て家庭への支援

【 事業の目的 】

対象 0歳～中学校3年生の入・通院した者

意図 医療費を助成することにより、小児の保健の向上に寄与するとともに、福祉の増進を図るため。

効果 小児の養育者の経済的負担を緩和し、医療を受けやすい環境を醸成する。

【 事業の内容 】

- ・ 食事療養標準負担額を除く0歳～中学校3年生の入・通院にかかる健康保険自己負担分医療費の全額を助成する。(小・中学生については一定の所得制限あり。)

【 事業費 】

(単位:千円)

| 事業費 | 国県支出金 | 地方債 | その他 | 一般財源 |
|---------|--------|-----|-----|---------|
| 518,445 | 78,424 | | 10 | 440,011 |

主な予算内訳

| | |
|--------------------|---------|
| 7節 臨時的任用職員賃金 | 805 |
| 11節 医療助成事務用消耗品費 | 172 |
| 受診証等印刷製本費 | 183 |
| 12節 審査支払等手数料 | 18,896 |
| 13節 医療費助成システム改修委託料 | 3,386 |
| 20節 医療扶助費 | 495,003 |

(款) 15 民生費 (項) 10 児童福祉費 (目) 5 児童福祉総務費

◎子育て ○すべての子育て家庭への支援

未熟児養育医療事業

【 保険年金課 】

【 総合計画上の位置づけ 】

将来目標 健やかで心豊かに暮らせるまち
分野 子育て
施策の方針 すべての子育て家庭への支援

【 事業の目的 】

対象 出生時の体重が2,000g以下または身体の発育が未熟のまま出生した乳児(0歳児)

意図 諸機能を得るまでに必要な入院医療にかかる費用を負担することにより、保健の向上に寄与するとともに、福祉の増進を図るため。

効果 未熟児の養育者の経済的負担を緩和し、医療を受けやすい環境を醸成する。

【 事業の内容 】

- ・ 出生時の体重が2,000g以下または身体の発育が未熟のまま出生し、指定医療機関へ入院して養育を行う必要のある乳児(0歳児)に対して、諸機能を得るまでの必要な入院医療にかかる費用を負担する。

【 事業費 】

(単位:千円)

| 事業費 | 国県支出金 | 地方債 | その他 | 一般財源 |
|--------------------|-------|-----|-------|-------|
| 8,815 | 5,277 | | 1,663 | 1,875 |
| 主な予算内訳 | | | | |
| 7節 臨時的任用職員賃金 | | | | 79 |
| 11節 未熟児養育医療事務用消耗品費 | | | | 31 |
| 12節 審査支払手数料 | | | | 5 |
| 20節 医療扶助費 | | | | 8,700 |

(款) 15 民生費 (項) 10 児童福祉費 (目) 5 児童福祉総務費

◎子育て ○すべての子育て家庭への支援

放課後子ども総合プラン運営事業

【 青少年課 】

※重点事業(事業CD:4-2-1-7)

【 総合計画上の位置づけ 】

将来目標 健やかで心豊かに暮らせるまち

分野 子育て

施策の方針 すべての子育て家庭への支援

【 事業の目的 】

対象 市立小学校に就学する小学生等

意図 全ての就学児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うため。

効果 待機児童の減少を図る。

【 事業の内容 】

・ 全ての児童を対象とした放課後子ども総合プランを導入する。

【 事業費 】

(単位:千円)

| 事業費 | 国県支出金 | 地方債 | その他 | 一般財源 |
|-----|-------|-----|-----|------|
| 350 | | | | 350 |

主な予算内訳

| | |
|----------------------------|-----|
| 1節 放課後子ども総合プラン選定委員会委員報酬 5人 | 312 |
| 8節 放課後子ども総合プラン検討委員会報償費 | 38 |

(款) 15 民生費 (項) 10 児童福祉費 (目) 5 児童福祉総務費

◎行財政運営 ○行財政運営

職員給与費

職員課

【 対象となる職員 】

こどもみらい部(青少年課及び発達支援室発達相談担当を除く)

健康福祉部保険年金課(医療給付担当)

【 職員給与費 】

(単位:千円)

| 主な予算内訳 | | |
|-------------|--------------|-----------|
| 職員給与費 | | 1,212,008 |
| ・ 2節 給料 一般職 | | 546,752 |
| | 一般職職員 153人 | |
| | 再任用(短時間) 5人 | |
| ・ 3節 職員手当等 | | 434,438 |
| | 扶養手当 | 13,155 |
| | 地域手当 | 84,943 |
| | 通勤手当 | 12,965 |
| | 超過勤務手当 | 52,220 |
| | 休日給 | 475 |
| | 管理職手当 | 6,463 |
| | 特殊勤務手当 | 1,215 |
| | 期末勤勉手当 | 234,035 |
| | 住居手当 | 22,157 |
| | 児童手当 | 6,810 |
| ・ 4節 共済費 | | 230,818 |
| | 市町村職員共済組合負担金 | 188,456 |
| | 社会保険料 | 39,188 |
| | 雇用保険料 | 3,174 |

(款) 15 民生費 (項) 10 児童福祉費 (目) 10 児童支援費

◎子育て ○すべての子育て家庭への支援

児童手当支給事業

【 こども相談課 】

【 総合計画上の位置づけ 】

将来目標 健やかで心豊かに暮らせるまち
 分野 子育て
 施策の方針 すべての子育て家庭への支援

【 事業の目的 】

対象 0歳から15歳に到達した最初の年度末(3月31日)までの間にある児童(中学校修了前の児童)を養育している者

意図 児童を養育している者に児童手当を支給するため。

効果 家庭における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健全な育成及び資質の向上に資する。

【 事業の内容 】

- ・ 児童の健全な育成及び資質の向上に資することを目的に、児童を養育している者に手当を支給する。
- ・ 支給額 0歳から3歳未満の児童及び3歳以上小学校修了前の第3子以降の児童は、15,000円(月額)。3歳以上小学校修了前の第1、2子の児童及び中学生は、10,000円(月額)。なお、所得制限限度額以上である場合は年齢によらず一律5,000円(月額)。
- ・ 児童手当支給のためのシステム管理等に係る経費を支出する。

【 事業費 】

(単位:千円)

| 事業費 | 国県支出金 | 地方債 | その他 | 一般財源 |
|---------------------|-----------|---------|------|-----------|
| 2,421,364 | 2,040,476 | | | 380,888 |
| 主な予算内訳 | | | | |
| 7節 臨時的任用職員賃金 | | | | 2,324 |
| 11節 児童手当消耗品費 | | | | 282 |
| 児童手当印刷製本費 | | | | 100 |
| 13節 児童手当システム運用業務委託料 | | | | 3,975 |
| 番号制度対応児童手当システム改修委託料 | | | | 864 |
| 14節 児童手当システム機器賃借料 | | | | 4,879 |
| 20節 児童手当・特例給付 | | | | 2,408,940 |
| ・児童手当 | | | | |
| 0歳から3歳未満(被用者) | 月額15,000円 | 2,359人分 | 12ヶ月 | |
| 0歳から3歳未満(非被用者) | 月額15,000円 | 524人分 | 12ヶ月 | |
| 3歳以上小学校修了前(1子・2子) | 月額10,000円 | 8,989人分 | 12ヶ月 | |
| 3歳以上小学校修了前(3子以降) | 月額15,000円 | 935人分 | 12ヶ月 | |
| 中学生 | 月額10,000円 | 3,011人分 | 12ヶ月 | |
| ・特例給付 | | | | |
| 0歳から3歳未満(被用者) | 月額5,000円 | 384人分 | 12ヶ月 | |
| 0歳から3歳未満(非被用者) | 月額5,000円 | 85人分 | 12ヶ月 | |
| 3歳以上小学校修了前(1子・2子) | 月額5,000円 | 2,536人分 | 12ヶ月 | |
| 3歳以上小学校修了前(3子以降) | 月額5,000円 | 264人分 | 12ヶ月 | |
| 中学生 | 月額5,000円 | 1,291人分 | 12ヶ月 | |
| ・児童手当(施設入所) | | | | |
| 0歳から3歳未満 | 月額15,000円 | 1人分 | 12ヶ月 | |

3歳以上小学校修了前
中学生

月額10,000円

44人分

12ヶ月

月額10,000円

22人分

12ヶ月

(款) 15 民生費 (項) 10 児童福祉費 (目) 10 児童支援費

◎子育て ○すべての子育て家庭への支援

入院助産等事業

【 こども相談課 】

【 総合計画上の位置づけ 】

将来目標 健やかで心豊かに暮らせるまち
分野 子育て
施策の方針 すべての子育て家庭への支援

【 事業の目的 】

対象 経済的な理由により、出産が困難な家庭等

意図 母子の保護を図るため。

効果 母子の生活の安定と自立の促進を図る。

【 事業の内容 】

- ・ 経済的な理由により、出産が困難な家庭に出産の扶助をする。
- ・ 母子家庭で児童の養育が十分にできない場合、自立促進に向けて、母子をともに生活支援施設に入所させて保護する。

【 事業費 】

(単位:千円)

| 事業費 | 国県支出金 | 地方債 | その他 | 一般財源 |
|--------|--------|-----|-----|-------|
| 16,370 | 12,255 | | 27 | 4,088 |

主な予算内訳

| | |
|-------------|--------|
| 20節 助産施設入所費 | 495 |
| 母子生活支援施設入所費 | 15,875 |

(款) 15 民生費 (項) 10 児童福祉費 (目) 10 児童支援費

◎子育て ○すべての子育て家庭への支援

特定教育・保育施設支援事業

【

保育課

】

※重点事業(事業CD:4-2-1-4)

【 総合計画上の位置づけ 】

将来目標 健やかで心豊かに暮らせるまち

分野 子育て

施策の方針 すべての子育て家庭への支援

【 事業の目的 】

対象 子ども・子育て支援法に基づく確認を受けた幼稚園、保育所及び認定こども園(特定教育・保育施設)に通う就学前児童

意図 市内在住の児童が通う特定教育・保育施設に対し給付を行い、施設経営の健全化を図るとともに、就学前児童の教育及び保育を行うため。

効果 特定教育・保育施設に通う児童の処遇向上及び施設経営の健全化等を図るとともに、待機児童対策に取り組むことができる。

【 事業の内容 】

- ・ 特定教育・保育施設に対し、施設型給付費等を支給する。
- ・ 平成30年度から実施予定の第2子無償化に対応するシステム改修を実施する。

【 事業費 】

(単位:千円)

| 事業費 | 国県支出金 | 地方債 | その他 | 一般財源 |
|-----------|-----------|-----|---------|---------|
| 2,333,496 | 1,016,544 | | 511,020 | 805,932 |

主な予算内訳

| | | |
|-----|--|-----------|
| 13節 | 保育所等の利用者負担軽減(第2子無償化対応)に係るシステム改修委託料 | 3,006 |
| 19節 | 施設型給付費(1号認定児 地方単独費用部分) | 42,419 |
| 20節 | 施設型給付費(2、3号認定児 私立保育所委託費) | 1,840,994 |
| | 施設型給付費(1号認定児 全国統一費用部分及び2、3号認定児認定こども園分) | 379,784 |
| | 施設型給付費(市外園児分) | 60,955 |
| | 法外扶助費(市外園児法外対応分) | 6,338 |

(款) 15 民生費 (項) 10 児童福祉費 (目) 10 児童支援費

◎子育て ○すべての子育て家庭への支援

特定地域型保育支援事業

【 保育課 】

【 総合計画上の位置づけ 】

将来目標 健やかで心豊かに暮らせるまち
分野 子育て
施策の方針 すべての子育て家庭への支援

【 事業の目的 】

対象 子ども・子育て支援法に基づく確認を受けた家庭的保育事業者、小規模保育事業者等(地域型保育事業者)を利用する就学前児童

意図 市内在住の児童が利用している地域型保育事業者に対し給付を行い、事業運営の健全化を図るとともに、就学前児童の保育を行うため。

効果 地域型保育事業者を利用する児童の処遇向上及び事業運営の健全化等を図るとともに、待機児童対策に取り組むことができる。

【 事業の内容 】

・ 特定地域型保育事業者に対し、地域型保育給付費を支給する。

【 事業費 】

(単位:千円)

| 事業費 | 国県支出金 | 地方債 | その他 | 一般財源 |
|--------------------------------|---------|-----|-----|---------|
| 199,344 | 143,369 | | 631 | 55,344 |
| 主な予算内訳 | | | | |
| 20節 地域型保育給付費(小規模保育事業・事業所内保育事業) | | | | 185,720 |
| 地域型保育給付費(家庭的保育事業) | | | | 13,624 |

(款) 15 民生費 (項) 10 児童福祉費 (目) 10 児童支援費

◎子育て ○すべての子育て家庭への支援

特別保育事業

【 保育課 】

※重点事業(事業CD:4-2-1-6)

【 総合計画上の位置づけ 】

将来目標 健やかで心豊かに暮らせるまち
分野 子育て
施策の方針 すべての子育て家庭への支援

【 事業の目的 】

対象 子ども・子育て支援法に基づく確認を受けた幼稚園、保育所及び認定こども園(特定教育・保育施設)に通う児童等

意図 特定教育・保育施設に通う児童等に係る通常保育以外の保育を行うため。

効果 子ども・子育て支援法に基づく地域子ども・子育て支援事業の充実を図ることができる。

【 事業の内容 】

- ・ 公立保育園における一時預かり事業の非常勤嘱託員報酬を執行する。
- ・ 公立保育園における一時預かり事業の臨時的任用職員賃金を執行する。
- ・ 公立保育園における一時預かり事業の非常勤嘱託員費用弁償を執行する。
- ・ 病児・病後児保育事業に係る経費を執行する。
- ・ 特定教育・保育施設等の通常の保育時間を超えた延長保育に要する経費に対する補助金を交付する。
- ・ 特定教育・保育施設の通常の教育時間を超えた預かり保育に要する経費に対する補助金を交付する。
- ・ 特定教育・保育施設の一部預かり事業に要する経費に対する補助金を交付する。
- ・ 特定教育・保育施設における保護者からの実費徴収に当たり、生活保護世帯の負担を軽減するため、補助金を交付する。
- ・ 病児保育事業を実施するに当たり、必要な改修費に対する補助金を交付する。

【 事業費 】

(単位:千円)

| 事業費 | 国県支出金 | 地方債 | その他 | 一般財源 |
|---------|-------------------|-----|--------|--------|
| 107,027 | 57,080 | | 13,600 | 36,347 |
| 主な予算内訳 | | | | |
| 1節 | 一時預かり事業非常勤嘱託員報酬 | 8人 | | 8,388 |
| 7節 | 臨時的任用職員賃金 | | | 8,192 |
| 9節 | 一時預かり事業非常勤嘱託員費用弁償 | | | 395 |
| 13節 | 病児保育委託料 | | | 15,035 |
| | 病後児保育委託料 | | | 17,148 |
| 19節 | 延長保育事業等補助金 | | | 38,225 |
| | 幼稚園型預かり保育補助金 | | | 3,786 |
| | 一時預かり事業補助金 | | | 7,668 |
| | 実費徴収補足給付事業補助金 | | | 414 |
| | 病児保育事業改修費補助金 | | | 7,776 |

(款) 15 民生費 (項) 10 児童福祉費 (目) 10 児童支援費

◎子育て ○すべての子育て家庭への支援

私立保育所等助成事業

【 こどもみらい課・保育課 】

【 総合計画上の位置づけ 】

将来目標 健やかで心豊かに暮らせるまち

分野 子育て

施策の方針 すべての子育て家庭への支援

【 事業の目的 】

対象 両親が働いていたり病気のため、家庭で保育できない就学前児童

意図 市内在住の児童が通う私立保育所等に対し補助を行い、施設経営の健全化を図るとともに、両親が働いていたり病気のため、家庭で保育できない就学前児童の保育を行うため。

効果 私立保育所等に通う児童の処遇向上及び施設経営の健全化等を図るとともに、待機児童対策に取り組むことができる。

【 事業の内容 】

- ・ 私立保育所に対する支援として、民間保育所特別経常費補助金及び保育緊急対策事業費補助金を交付する。
- ・ 障害児の保育に対する障害児保育推進特別対策事業費補助金を交付する。
- ・ 職員の雇用、入所児童の処遇改善等に対する民間保育所運営改善費補助金を交付する。
- ・ 届出保育施設に入所している児童の保育に要する経費に対する補助金を交付する。
- ・ 認可保育所又は認定こども園への移行を希望する認可外保育施設に対して、移行に当たって必要な経費に対する認可化移行運営費支援事業補助金を交付する。
- ・ 認定こども園化を目指す幼稚園が実施する長時間の預かり保育に必要な経費に対する長時間預かり保育支援事業費補助金を交付する。
- ・ 賃借物件を活用して私立保育所等を運営する事業者の家賃に対して補助金を交付する。
- ・ 長時間預かり保育を行う幼稚園に対し、満3歳児への保育の提供等の事業拡大に伴い必要となる改修費に対して補助金を交付する。

【 事業費 】

(単位:千円)

| 事業費 | 国県支出金 | 地方債 | その他 | 一般財源 |
|-----------------------------|--------|-----|-----|---------|
| 474,131 | 91,931 | | | 382,200 |
| 主な予算内訳 | | | | |
| 8節 幼稚園教諭表彰記念品 | | | | 30 |
| 19節 民間保育所特別経常費補助金 | | | | 13,422 |
| 保育緊急対策事業費補助金 | | | | 101,502 |
| 障害児保育推進特別対策事業費補助金 | | | | 20,172 |
| 民間保育所運営改善費補助金 | | | | 292,972 |
| 届出保育施設運営改善費補助金 | | | | 534 |
| 認可化移行運営費支援事業補助金 | | | | 3,348 |
| 私立幼稚園長時間預かり保育支援事業費補助金 | | | | 11,484 |
| 安心こども交付金(大船ひまわり保育園分園賃借料補助) | | | | 1,800 |
| 安心こども交付金(オレンジ分園Sprout賃借料補助) | | | | 1,350 |
| 安心こども交付金(プレップおおぞら保育園賃借料補助) | | | | 6,804 |
| 安心こども交付金(うちゅう保育園かまくら賃借料補助) | | | | 9,340 |
| 安心こども交付金(てつなぐ腰越保育室賃借料補助) | | | | 2,916 |
| 安心こども交付金(御成町方面小規模保育施設賃借料補助) | | | | 2,916 |
| 私立幼稚園長時間預かり改修費補助金 | | | | 5,541 |

(款) 15 民生費 (項) 10 児童福祉費 (目) 10 児童支援費

◎子育て ○子育て支援施設の整備

私立保育所等整備事業

【 保育課 】

※重点事業(事業CD:4-2-2-6)

【 総合計画上の位置づけ 】

将来目標 健やかで心豊かに暮らせるまち

分野 子育て

施策の方針 子育て支援施設の整備

【 事業の目的 】

対象 私立保育所等を運営する法人

意図 市内の私立保育所の整備等に対し補助を行い、待機児童の解消等を図るため。

効果 待機児童の解消や子どもを安心して育てることができる体制整備を図る。

【 事業の内容 】

- ・ 玉縄地域の待機児童対策として、フラワーセンター大船植物園本園苗ほ跡地を賃借する。
- ・ 鎌倉地域の待機児童対策として、旧横浜地方法務局鎌倉出張所庁舎及び跡地を賃借し、同庁舎ボイラー室内の機械等を撤去する。
- ・ 鎌倉地域の待機児童対策として、御成町在宅福祉サービスセンターにおける小規模保育施設設置に係る改修費用に対して補助金を交付する。

【 事業費 】

(単位:千円)

| 事業費 | 国県支出金 | 地方債 | その他 | 一般財源 |
|--------|--------|-----|-----|--------|
| 49,028 | 11,000 | | 8 | 38,020 |

主な予算内訳

| | | |
|-----|-----------------------------|--------|
| 13節 | 横浜地方法務局鎌倉出張所跡地ボイラー室機械撤去等委託料 | 1,792 |
| 14節 | フラワーセンター大船植物園本園苗ほ跡地土地借地料 | 9,023 |
| | 旧横浜地方法務局鎌倉出張所土地・建物賃借料 | 21,713 |
| 19節 | 御成町方面小規模保育施設改修費補助金 | 16,500 |

(款) 15 民生費 (項) 10 児童福祉費 (目) 15 母子福祉費

◎子育て ○すべての子育て家庭への支援

ひとり親家庭等生活支援事業

【 こども相談課 】

【 総合計画上の位置づけ 】

将来目標 健やかで心豊かに暮らせるまち

分野 子育て

施策の方針 すべての子育て家庭への支援

【 事業の目的 】

対象 ひとり親家庭等

意図 ひとり親家庭等の生活の安定と自立の促進を図るため。

効果 ひとり親家庭等の安定した生活を維持する。

【 事業の内容 】

- ・離婚などで父親又は母親と生計を同じくしていない児童や、父親又は母親が重度の障害の状態にある場合、児童の養育者に対して児童扶養手当法に基づく手当を支給する。
- ・ひとり親への支援としてひとり親家庭自立支援教育訓練給付金、ひとり親家庭自立支援高等職業訓練促進給付金、家賃助成、ひとり親家庭等日常生活支援、福祉資金の貸付けを行う。
- ・遺児が中学校を卒業する際に卒業祝金を、ひとり親家庭等の児童が大学に進学する際に支度金を贈呈する。

【 事業費 】

(単位:千円)

| 事業費 | 国県支出金 | 地方債 | その他 | 一般財源 |
|---------|---------|-----|-------|---------|
| 331,703 | 111,975 | | 4,255 | 215,473 |

主な予算内訳

| | | | | |
|-----|-----------------------------|--|--|---------|
| 1節 | 児童扶養手当認定医報酬 2人 | | | 30 |
| | ひとり親家庭自立支援員報酬 2人 | | | 5,040 |
| 8節 | 遺児卒業祝金 | | | 540 |
| | ひとり親家庭等児童大学進学支度金 | | | 3,000 |
| 9節 | ひとり親家庭自立支援員費用弁償 | | | 325 |
| 11節 | 児童扶養手当消耗品費 | | | 30 |
| 12節 | ひとり親家庭等日常生活支援事業補償保険料 | | | 25 |
| 13節 | ひとり親家庭等日常生活支援業務委託料 | | | 86 |
| | 番号制度対応児童扶養手当(福祉総合)システム改修委託料 | | | 513 |
| 19節 | 鎌倉市母子寡婦福祉会補助金 | | | 35 |
| | ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金 | | | 300 |
| 20節 | ひとり親家庭等家賃助成 | | | 21,120 |
| | 児童扶養手当 | | | 295,570 |
| | ひとり親家庭自立支援高等職業訓練促進給付金 | | | 4,850 |
| 21節 | 母子、寡婦及び父子福祉資金貸付金 | | | 200 |
| 25節 | 社会福祉基金利子積立金 | | | 39 |

(款) 15 民生費 (項) 10 児童福祉費 (目) 15 母子福祉費
 ◎子育て ○すべての子育て家庭への支援

ひとり親家庭等医療助成事業

【 保険年金課 】

【 総合計画上の位置づけ 】

将来目標 健やかで心豊かに暮らせるまち
 分野 子育て
 施策の方針 すべての子育て家庭への支援

【 事業の目的 】

対象 ひとり親家庭等のこどもとその養育者

意図 医療費を助成することにより、その生活の安定及び自立を支援し、福祉の増進を図るため。

効果 ひとり親家庭等の経済的負担を緩和し、医療を受けやすい環境を醸成することで生活の安定と自立を支援する。

【 事業の内容 】

- ・ひとり親家庭等の高校卒業前のこどもとその養育者の、食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額を除く健康保険自己負担分医療費の全額を助成する。一定の所得制限を設けている。

【 事業費 】

(単位:千円)

| 事業費 | 国県支出金 | 地方債 | その他 | 一般財源 |
|-----------------|--------|-----|-----|--------|
| 69,479 | 32,030 | | 10 | 37,439 |
| 主な予算内訳 | | | | |
| 7節 臨時的任用職員賃金 | | | | 56 |
| 11節 医療助成事務用消耗品費 | | | | 28 |
| 受診証等印刷製本費 | | | | 77 |
| 12節 審査支払手数料 | | | | 1,768 |
| 20節 医療扶助費 | | | | 67,550 |

(款) 15 民生費 (項) 10 児童福祉費 (目) 20 児童福祉施設費

◎子育て ○すべての子育て家庭への支援

公立保育所管理運営事業

【 こどもみらい課・保育課 】

【 総合計画上の位置づけ 】

将来目標 健やかで心豊かに暮らせるまち

分野 子育て

施策の方針 すべての子育て家庭への支援

【 事業の目的 】

対象 両親が働いていたり病気のため、家庭で保育できない就学前児童

意図 両親が働いていたり病気のため、家庭で保育できない就学前児童の保育を行うため。

効果 公立保育所の効率的な運用と維持管理を行うとともに、待機児童対策に取り組む。

【 事業の内容 】

- ・公立保育所の保育士、給食調理員等の賃金を執行する。
- ・公立保育所の給食に係る経費を執行する。
- ・岡本保育園園舎を賃借する。
- ・その他公立保育所の運営に係る経費を執行する。

【 事業費 】

(単位:千円)

| 事業費 | 国県支出金 | 地方債 | その他 | 一般財源 |
|---------|------------------------------|-----|---------|---------|
| 443,346 | 478 | | 226,519 | 216,349 |
| 主な予算内訳 | | | | |
| 1節 | 保育所嘱託医報酬(小児科・耳鼻科・眼科・歯科医) 24人 | | | 2,517 |
| | 低年齢児保育用非常勤嘱託員報酬 1人 | | | 1,325 |
| | 保育非常勤嘱託員報酬 20人 | | | 13,311 |
| 7節 | 産休・育休代替等臨時的任用職員賃金 | | | 130,452 |
| 8節 | 人形劇公演謝礼 | | | 300 |
| 9節 | 非常勤嘱託員費用弁償 | | | 1,083 |
| 11節 | 保育用消耗品費 | | | 7,385 |
| | 印刷製本費 | | | 73 |
| | 光熱水費 | | | 27,175 |
| | 維持修繕料 | | | 14,240 |
| | 備品修繕料 | | | 200 |
| | 給食賄材料費 | | | 60,118 |
| | 給食食材放射性物質濃度測定用賄材料費 | | | 453 |
| | 医薬材料費 | | | 90 |
| 12節 | 電信料 | | | 875 |
| | 検便検査手数料 | | | 629 |
| | エレベーター保守点検等手数料 | | | 2,563 |
| 13節 | 処理困難備品廃棄処分委託料 | | | 200 |
| | 清掃業務委託料 | | | 11,785 |
| | 用務・軽作業業務委託料 | | | 9,001 |
| | 警備委託料 | | | 1,143 |
| | グリストラップ清掃業務及び油汚泥収集運搬業務委託料 | | | 373 |
| | 油汚泥処分業務委託料 | | | 105 |
| | 布団乾燥委託料 | | | 1,710 |
| | 受水槽清掃委託料 | | | 255 |
| | ゴキブリ駆除委託料 | | | 71 |

| | | |
|-----|----------------------|--------|
| | 園庭整備委託料 | 300 |
| | 臨時的任用職員健康診断委託料 | 206 |
| | 深沢保育園高所窓清掃委託料 | 70 |
| | 第三者評価事業委託料 | 238 |
| | 給食調理業務委託料 | 63,319 |
| | 保育士派遣業務委託料 | 44,860 |
| | 熱風消毒保管庫移設業務委託料 | 339 |
| | 空調機定期点検業務委託料 | 119 |
| | 食器洗淨機移設業務委託料 | 378 |
| 14節 | 低年齢児用体動モニター等賃借料 | 1,167 |
| | 岡本保育園園舎賃借料 | 39,248 |
| 18節 | 保育園用備品購入費 | 3,031 |
| | 給食用備品購入費 | 2,150 |
| 19節 | 日本スポーツ振興センター災害共済等負担金 | 483 |
| 22節 | 過少収納時補てん金 | 5 |
| | 保育所事故損害賠償金 | 1 |

(款) 15 民生費 (項) 10 児童福祉費 (目) 20 児童福祉施設費

◎子育て ○すべての子育て家庭への支援

あおぞら園管理運営事業

【 発達支援室 】

【 総合計画上の位置づけ 】

将来目標 健やかで心豊かに暮らせるまち

分野 子育て

施策の方針 すべての子育て家庭への支援

【 事業の目的 】

対象 発達に特別な支援を必要とする児童

意図 児童発達支援センターにおいて、日常生活における基本動作の指導、独立自活に必要な知識技能の付与又は集団生活への適応のための訓練を提供するため。

効果 発達に特別な支援を必要とする児童が住みなれた地域社会の中で、普通に暮らしていけるようにするため、自立に必要な能力の育成を図り、社会への適応性を身につけていくこと。

【 事業の内容 】

- ・発達に特別な支援を必要とする児童に対し、保護者と情報交換しながら日々児童指導員、保育士等が集団生活や遊びを通して基本的な生活習慣や社会性の発達を援助する。
- ・あおぞら園の管理及び通園バスの運行に係る経費を執行する。

【 事業費 】

(単位:千円)

| 事業費 | 国県支出金 | 地方債 | その他 | 一般財源 |
|--------------------|-------|-----|--------|--------|
| 66,436 | 10 | | 59,112 | 7,314 |
| 主な予算内訳 | | | | |
| 1節 嘱託医報酬 | | | | |
| 精神科医師 1人 | | | | 791 |
| 小児科医師 1人 | | | | 142 |
| 眼科医師 1人 | | | | 69 |
| 耳鼻科医師 1人 | | | | 69 |
| 歯科医師 1人 | | | | 139 |
| 栄養・給食嘱託員報酬 1人 | | | | 1,728 |
| 事務補助嘱託員報酬 2人 | | | | 2,057 |
| 7節 臨時的任用職員賃金 | | | | 3,087 |
| 8節 保護者向け講演会講師謝礼等 | | | | 53 |
| 9節 事務補助嘱託員等費用弁償 | | | | 324 |
| 11節 消耗品費 | | | | 1,069 |
| 燃料費 | | | | 86 |
| 印刷製本費 | | | | 16 |
| 光熱水費 | | | | 2,891 |
| 緊急小破修繕料 | | | | 3,330 |
| 防犯対策等修繕料 | | | | 10,581 |
| 車両修繕料 | | | | 78 |
| 給食賄材料費 | | | | 3,777 |
| 給食食材放射性物質濃度測定用賄材料費 | | | | 59 |
| 医薬材料費 | | | | 30 |
| 12節 電信料 | | | | 297 |
| 自家用電気工作物保安管理等手数料 | | | | 559 |
| 普通傷害保険料 | | | | 461 |
| 13節 通園バス運行委託料 | | | | 12,013 |

| | | |
|-----|-------------------|-------|
| | 給食調理業務委託料 | 9,902 |
| | 総合施設管理業務委託料 | 5,469 |
| | 保育士派遣委託料 | 6,168 |
| | 警備業務委託料 | 107 |
| | 植木剪定業務委託料 | 22 |
| | 健康診断用健診器具滅菌業務委託料 | 7 |
| | 園庭けやき伐採業務委託料 | 421 |
| 14節 | コピー機等賃借料 | 181 |
| 18節 | 園庭遊具等備品購入費 | 423 |
| 19節 | 県社会福祉協議会会費負担金 | 25 |
| | 市社会福祉協議会会費負担金 | 3 |
| | 事故見舞金負担金 | 1 |
| 22節 | 児童発達支援センター事故損害賠償金 | 1 |

(款) 15 民生費 (項) 10 児童福祉費 (目) 20 児童福祉施設費

◎子育て ○子育て支援施設の整備

子ども会館・子どもの家整備事業

【 子どもみらい課・青少年課 】

※重点事業(事業CD:4-2-2-5)

【 総合計画上の位置づけ 】

将来目標 健やかで心豊かに暮らせるまち

分野 子育て

施策の方針 子育て支援施設の整備

【 事業の目的 】

対象 市内に居住する乳幼児・小中学生等

意図 子ども会館の整備を行い、遊びを通して相互の交流が図られ、社会性が身につけられるよう充実を図るとともに、子どもの家の整備を行い、増加する学童保育の需要に対応するため。

効果 心身ともに健やかな成長を図る。

【 事業の内容 】

・子ども会館・子どもの家の施設整備を行う。

【 事業費 】

(単位:千円)

| 事業費 | 国県支出金 | 地方債 | その他 | 一般財源 |
|--|-------|--------|-----|--------|
| 129,858 | 9,930 | 75,700 | | 44,228 |
| 主な予算内訳 | | | | |
| 11節 消耗品費 | | | | 2,500 |
| 光熱水費 | | | | 332 |
| 12節 電信料 | | | | 92 |
| 13節 関谷小学校学童保育施設(せきや子どもの家)地質調査業務委託料 | | | | 497 |
| 関谷小学校学童保育施設(せきや子どもの家)用地測量業務委託料 | | | | 593 |
| 西鎌倉小学校学童保育施設(にしかまくら子どもの家)緑化業務委託料 | | | | 3,792 |
| 御成小学校区子ども会館・学童保育施設(おなり子どもの家)耐震改修及び増築等 実施設計業務委託料 | | | | 20,012 |
| 御成小学校区子ども会館・学童保育施設(おなり子どもの家)耐震改修及び増築等 工事監理業務委託料 | | | | 2,048 |
| 西鎌倉小学校学童保育施設(にしかまくら子どもの家)引越業務委託料 | | | | 216 |
| 今泉小学校学童保育施設(いまいずみ子どもの家)引越業務委託料 | | | | 216 |
| 西鎌倉小学校学童保育施設(にしかまくら子どもの家)機械警備業務委託料 | | | | 188 |
| 今泉小学校学童保育施設(いまいずみ子どもの家)機械警備業務委託料 | | | | 62 |
| 14節 西鎌倉小学校学童保育施設(にしかまくら子どもの家)賃借料 | | | | 14,357 |
| 今泉小学校学童保育施設(いまいずみ子どもの家)賃借料 | | | | 11,175 |
| 15節 御成小学校区子ども会館・学童保育施設(おなり子どもの家)耐震改修及び増築等 工事請負費 | | | | 72,668 |
| 18節 西鎌倉小学校学童保育施設(にしかまくら子どもの家)等備品購入費 | | | | 1,110 |

(款) 15 民生費 (項) 10 児童福祉費 (目) 20 児童福祉施設費

◎子育て ○子育て支援施設の整備

公立保育所整備事業

【 こどもみらい課・保育課 】

※重点事業(事業CD:4-2-2-7)

【 総合計画上の位置づけ 】

将来目標 健やかで心豊かに暮らせるまち
 分野 子育て
 施策の方針 子育て支援施設の整備

【 事業の目的 】

対象 両親が働いていたり病気のため、家庭で保育できない就学前児童

意図 両親が働いていたり病気のため、家庭で保育できない就学前児童の保育を行うため。

効果 公立保育所の効率的な運用を行うとともに、待機児童対策に取り組む。

【 事業の内容 】

・津波対策を優先した材木座・稲瀬川保育園の移転先として、由比ガ浜の市有地に子ども関連の複合施設整備を行う。

【 事業費 】

(単位:千円)

| 事業費 | 国県支出金 | 地方債 | その他 | 一般財源 |
|---------|-------|---------|-----|---------|
| 299,985 | 5,955 | 189,100 | | 104,930 |

主な予算内訳

| | | | | |
|----------------------------------|--|--|--|---------|
| 11節 (仮称)由比ガ浜保育園初度調弁 | | | | 20,973 |
| 12節 (仮称)由比ガ浜こどもセンター井戸水検査手数料 | | | | 162 |
| 13節 (仮称)由比ガ浜こどもセンター周辺家屋事後調査業務委託料 | | | | 9,666 |
| (仮称)由比ガ浜こどもセンター電波障害事後調査業務委託料 | | | | 486 |
| (仮称)由比ガ浜こどもセンター境界点復旧業務委託料 | | | | 657 |
| (仮称)由比ガ浜こどもセンター行政ネットワーク回線敷設業務委託料 | | | | 29 |
| (仮称)由比ガ浜こどもセンター行政ネットワーク拠点追加業務委託料 | | | | 1,251 |
| (仮称)由比ガ浜こどもセンター建設工事監理業務委託料 | | | | 4,566 |
| 材木座・稲瀬川保育園引っ越し業務委託料 | | | | 2,668 |
| 15節 (仮称)由比ガ浜こどもセンター建設工事請負費 | | | | 237,250 |
| 18節 (仮称)由比ガ浜保育園初度調弁 | | | | 22,277 |

(款) 15 民生費 (項) 15 生活保護費 (目) 5 生活保護総務費
 ◎健康福祉 ○地域生活の支援サービス

| | |
|---------------|-----------|
| 生活保護事務 | 【 生活福祉課 】 |
|---------------|-----------|

【 総合計画上の位置づけ 】

将来目標 健やかで心豊かに暮らせるまち
 分野 健康福祉
 施策の方針 地域生活の支援サービス

【 事業の目的 】

対象 生活に困窮した市民等

意図 困窮の程度に応じて必要な保護を行うため。

効果 最低限の生活を保障するとともに、自立を助長する。

【 事業の内容 】

- ・ 病気その他さまざまな理由により収入がなくなり、毎日の生活を維持していくことが困難になった場合に、最低限の生活を保障する生活保護の事務経費を執行する。

【 事業費 】

(単位:千円)

| 事業費 | 国県支出金 | 地方債 | その他 | 一般財源 |
|-----------------------------|-------|-----|-----|-------|
| 9,877 | 1,023 | | | 8,854 |
| 主な予算内訳 | | | | |
| 1節 嘱託医報酬(一般・精神科) 2人 | | | | 1,606 |
| 就労支援員報酬 1人 | | | | 1,020 |
| 医療・介護・調査担当事務補助嘱託員報酬 1人 | | | | 1,028 |
| 9節 就労支援員及び事務補助嘱託員費用弁償 | | | | 205 |
| 11節 消耗品費 | | | | 125 |
| 12節 一般診療等審査手数料 | | | | 1,904 |
| 13節 住宅片付事業委託料 | | | | 146 |
| レセプト点検事業委託料 | | | | 290 |
| 保護費封入委託料 | | | | 181 |
| 生活保護システム改修委託料 | | | | 1,211 |
| 14節 生活保護等版レセプト管理システムクラウド利用料 | | | | 1,642 |
| 18節 生活保護等版レセプト管理システム付属品購入費 | | | | 519 |

(款) 15 民生費 (項) 15 生活保護費 (目) 5 生活保護総務費

◎行財政運営 ○行財政運営

職員給与費

職員課

【 対象となる職員 】

健康福祉部のうち福祉総務課・生活福祉課(保護担当)

【 職員給与費 】

(単位:千円)

主な予算内訳

| | |
|--------------|--------|
| 職員給与費 | 85,697 |
| ・ 2節 給料 一般職 | 38,173 |
| 一般職職員 13人 | |
| ・ 3節 職員手当等 | 33,678 |
| 扶養手当 | 843 |
| 地域手当 | 5,838 |
| 通勤手当 | 1,594 |
| 超過勤務手当 | 5,194 |
| 特殊勤務手当 | 441 |
| 期末勤勉手当 | 16,213 |
| 住居手当 | 2,955 |
| 児童手当 | 600 |
| ・ 4節 共済費 | 13,846 |
| 市町村職員共済組合負担金 | |

(款) 15 民生費 (項) 15 生活保護費 (目) 10 扶助費

◎健康福祉 ○地域生活の支援サービス

扶助事業

【 生活福祉課 】

【 総合計画上の位置づけ 】

将来目標 健やかで心豊かに暮らせるまち

分野 健康福祉

施策の方針 地域生活の支援サービス

【 事業の目的 】

対象 生活に困窮した市民等

意図 困窮の程度に応じて必要な保護を行うため。

効果 最低限の生活を保障するとともに、自立を助長する。

【 事業の内容 】

- ・病気その他さまざまな理由により収入がなくなり、毎日の生活を維持していくことが困難になった場合に、最低限の生活を保障する生活保護費の支給を行う。

【 事業費 】

(単位:千円)

| 事業費 | 国県支出金 | 地方債 | その他 | 一般財源 |
|-----------|-----------|-----------|-------|-----------|
| 2,050,000 | 1,593,750 | | 5,000 | 451,250 |
| 主な予算内訳 | | | | |
| 20節 生活扶助費 | 延 | 10,310 人 | | 589,000 |
| 医療扶助費 | 延 | 9,232 人 | | 1,033,500 |
| 教育扶助費 | 延 | 338 人 | | 3,600 |
| 住宅扶助費 | 延 | 10,165 世帯 | | 370,000 |
| 生業扶助費 | 延 | 131 人 | | 2,500 |
| 出産扶助費 | 延 | 4 人 | | 1,000 |
| 葬祭扶助費 | 延 | 14 人 | | 2,500 |
| 施設事務費 | 延 | 38 人 | | 5,900 |
| 介護扶助費 | 延 | 2,308 人 | | 41,500 |
| 就労自立給付金 | 延 | 7 人 | | 500 |

(款) 15 民生費 (項) 20 災害救助費 (目) 5 災害救助費

◎防災・安全 ○地震対策・風水害対策の充実

災害救助事業

【 福祉総務課・生活福祉課 】

【 総合計画上の位置づけ 】

将来目標 安全で快適な生活が送れるまち

分野 防災・安全

施策の方針 地震対策・風水害対策の充実

【 事業の目的 】

対象 被害を受けた、または、被害を受けるおそれのある市民

意図 対象者に対して、災害援護を行うため。

効果 対象者の生活が保障される。

【 事業の内容 】

- ・火災等により被害を受けた方に対して、見舞金・弔慰金を支給する。
- ・異常な自然現象により被害を受けた方に対して、生活の立て直しに資するため、災害援護資金の貸付けを行う。

【 事業費 】

(単位:千円)

| 事業費 | 国県支出金 | 地方債 | その他 | 一般財源 |
|-------------------|-------|-----|-----|-------|
| 1,026 | | | | 1,026 |
| 主な予算内訳 | | | | |
| 8節 避難所借用謝礼 | | | | 6 |
| 11節 風水害避難所開設用消耗品費 | | | | 10 |
| 19節 小災害見舞金 | | | | 500 |
| 小災害弔慰金 | | | | 500 |
| 21節 災害援護資金貸付金 | | | | 10 |

(款) 20 衛生費 (項) 5 保健衛生費 (目) 5 保健衛生総務費

◎健康福祉 ○市民の健康と安心づくりの推進

医療・保健関係団体支援事業

【 市民健康課 】

【 総合計画上の位置づけ 】

将来目標 健やかで心豊かに暮らせるまち

分野 健康福祉

施策の方針 市民の健康と安心づくりの推進

【 事業の目的 】

対象 補助団体等

意図 補助団体等の活動促進のため。

効果 市民の健康衛生の水準を向上させる。

【 事業の内容 】

・市民への健康啓発等を行っている団体の運営を推進するために補助金を交付する。

【 事業費 】

(単位:千円)

| 事業費 | 国県支出金 | 地方債 | その他 | 一般財源 |
|-------|-------|-----|-----|-------|
| 7,141 | | | | 7,141 |

主な予算内訳

| | |
|-----------------------|-------|
| 19節 地域医療センター維持管理費負担金 | 1,487 |
| 神奈川県公衆衛生協会鎌倉支部運営費等負担金 | 80 |
| 鎌倉市医師会運営費補助金 | 2,534 |
| 鎌倉市衛生協議会運営費補助金 | 1,530 |
| 鎌倉市歯科医師会運営費補助金 | 1,272 |
| 鎌倉市薬剤師会運営費補助金 | 78 |
| 鎌倉助産師会運営費補助金 | 71 |
| 鎌倉食品衛生協会運営費補助金 | 58 |
| 鎌倉逗葉鍼灸マッサージ師会運営費補助金 | 31 |

産科診療所支援事業

【 市民健康課 】

【 総合計画上の位置づけ 】

将来目標 健やかで心豊かに暮らせるまち
分野 健康福祉
施策の方針 市民の健康と安心づくりの推進

【 事業の目的 】

対象 市民等

意図 市民一人ひとりの保健衛生知識の啓発を図るとともに、補助団体等の活動促進を図るため。

効果 市民の健康衛生の水準を向上させる。

【 事業の内容 】

- ・産科医師等に分娩手当を支給している医療機関に対し補助金を交付する。
- ・出産環境を改善するために、鎌倉市医師会立産科診療所の運営事業を支援する。
- ・鎌倉市医師会立産科診療所の運営内容について透明性を確保するため、鎌倉市医師会が開催する、市民、学識経験者を交えた運営協議会について協力・支援する。

【 事業費 】

(単位:千円)

| 事業費 | 国県支出金 | 地方債 | その他 | 一般財源 |
|-----------------------|-------|-----|-----|---------|
| 131,212 | 550 | | | 130,662 |
| 主な予算内訳 | | | | |
| 13節 はじめまして赤ちゃん広場事業委託料 | | | | 246 |
| 19節 産科診療所運営費補助金 | | | | 130,416 |
| 産科医師等分娩手当補助金 | | | | 550 |

保健衛生運営事業

【 市民健康課 】

【 総合計画上の位置づけ 】

将来目標 健やかで心豊かに暮らせるまち
分野 健康福祉
施策の方針 市民の健康と安心づくりの推進

【 事業の目的 】

対象 市民等

意図 市民一人ひとりの保健衛生知識の啓発を図るため。

効果 市民の健康衛生の水準を向上させる。

【 事業の内容 】

- ・市民の健康づくりの指針・行動計画となる健康づくり計画を推進し、市民の健康寿命の延伸を図る。
- ・日本赤十字血液センターが街頭等で実施する献血事業に対して、献血者への謝礼を配布する。あわせてホームページや広報かまぐら等の活用、市内事業所や町内会、ライオンズクラブ等との連携を通じて献血への参加を呼びかける。
- ・命の大切さ、自分や周りの人の命に関する意識を高める。
- ・保健事業及び健康づくり事業等の中で、自殺に関する基本的な知識の周知啓発を図る。
- ・自殺につながる様々な問題の相談窓口の周知を図る。

【 事業費 】

(単位:千円)

| 事業費 | 国県支出金 | 地方債 | その他 | 一般財源 |
|-------------------------|-------|-----|-----|-------|
| 3,833 | 83 | | 100 | 3,650 |
| 主な予算内訳 | | | | |
| 1節 健康づくり計画推進委員会委員報酬 15人 | | | | 456 |
| 8節 健康づくり計画推進事業等報償費 | | | | 220 |
| 11節 地域自殺対策啓発用等消耗品費 | | | | 269 |
| 印刷製本費 | | | | 883 |
| 12節 救急医療及び健診等保険料 | | | | 806 |
| 13節 健康づくりマップ作成委託料 | | | | 355 |
| 衛生時報保存版作成委託料 | | | | 492 |
| 衛生時報保存版配布委託料 | | | | 250 |
| 14節 健康づくり計画推進事業イベント出展料 | | | | 2 |
| 22節 予防接種事故等賠償金 | | | | 100 |

救急医療対策事業

【 市民健康課 】

※重点事業(事業CD:4-1-2-2)

【 総合計画上の位置づけ 】

将来目標 健やかで心豊かに暮らせるまち
 分野 健康福祉
 施策の方針 市民の健康と安心づくりの推進

【 事業の目的 】

対象 市民等

意図 市民等の急病などに対応するため。

効果 休日・夜間の急病に迅速な対応を行う。

【 事業の内容 】

- ・ 休日、夜間に地域医療センターで小児科を含む内科の急患診療を行う。また、ゴールデンウィーク及び年末年始に加え、繁忙期(12月～2月)の日曜日にも二科体制での診療を行い、小児救急体制を充実させていく。
- ・ 二科による診療を効率的に実施するため、診療所の改修を行う。
- ・ 緊急の入院や手術が必要な患者に対し、医療体制整備を委託し、休日、夜間、土曜に内科・外科の診療を行う。
- ・ 市民からの医療機関の問い合わせに対し、医療機関案内を行う。毎夜間(23時～翌朝9時)、土曜日(9時～18時)については、音声自動応答により救急医療機関の案内を行う。
- ・ 休日昼間に歯科急患診療を行う。また、障害者歯科診療等の実施に向け診療所を移転する。
- ・ 鎌倉市内の救急医療機関において、医療費の負担能力に欠ける外国籍市民に係る救急医療に関し発生した損失医療費について、補助金を交付する。

【 事業費 】

(単位:千円)

| 事業費 | 国県支出金 | 地方債 | その他 | 一般財源 |
|---------------------|-------|-----|-----|---------------------------|
| 180,370 | 4,988 | | | 175,382 |
| 主な予算内訳 | | | | |
| 11節 光熱水費 | | | | 6 |
| 12節 電信料 | | | | 102 |
| | | | | 外国籍市民救急医療対策費レセプト審査手数料 1 |
| | | | | 休日急患歯科診療所開設許可申請手数料 18 |
| 13節 休日夜間急患診療所業務委託料 | | | | 52,237 |
| | | | | 休日急患歯科診療所業務委託料 12,829 |
| | | | | 病院群輪番制業務等委託料 80,237 |
| | | | | 単独医療機関制業務委託料 8,502 |
| | | | | 救急電話音声自動対応業務委託料 259 |
| | | | | 休日急患歯科診療所保安警備業務委託料 365 |
| 14節 休日急患歯科診療所設備賃借料 | | | | 1,362 |
| 19節 外国籍市民救急医療対策費補助金 | | | | 2 |
| | | | | 休日夜間急患診療所改修費補助金 3,388 |
| | | | | 休日急患歯科診療所現状復旧工事費補助金 2,592 |
| | | | | 休日急患歯科診療所改修費補助金 18,360 |
| | | | | 休日急患歯科診療所移転費用補助金 99 |
| | | | | 休日急患歯科診療所電話移設工事費補助金 11 |

(款) 20 衛生費 (項) 5 保健衛生費 (目) 5 保健衛生総務費

◎行財政運営 ○行財政運営

職員給与費

職員課

【 対象となる職員 】

健康福祉部市民健康課

【 職員給与費 】

(単位:千円)

主な予算内訳

| | |
|--------------|---------|
| 職員給与費 | 200,591 |
| ・ 2節 給料 一般職 | 95,620 |
| 一般職職員 29人 | |
| ・ 3節 職員手当等 | 70,965 |
| 扶養手当 | 1,274 |
| 地域手当 | 14,682 |
| 通勤手当 | 2,653 |
| 超過勤務手当 | 6,199 |
| 休日給 | 111 |
| 管理職手当 | 987 |
| 特殊勤務手当 | 39 |
| 期末勤勉手当 | 40,682 |
| 住居手当 | 3,023 |
| 児童手当 | 1,315 |
| ・ 4節 共済費 | 34,006 |
| 市町村職員共済組合負担金 | 33,590 |
| 社会保険料 | 291 |
| 雇用保険料 | 125 |

(款) 20 衛生費 (項) 5 保健衛生費 (目) 10 予防費

◎健康福祉 ○市民の健康と安心づくりの推進

予防接種事業

市民健康課

【 総合計画上の位置づけ 】

将来目標 健やかで心豊かに暮らせるまち
分野 健康福祉
施策の方針 市民の健康と安心づくりの推進

【 事業の目的 】

対象 市内在住の乳幼児等

意図 感染症の発生、まん延を予防するため。

効果 抵抗力をつけ、感染症の流行を抑え、また重症化を防止する。

【 事業の内容 】

- ・ポリオ、BCG、MR(麻しん風しん)混合、麻しん、風しん、DPT/IPV四種混合、DT二種混合、日本脳炎、インフルエンザ、子宮頸がん、ヒブ、小児肺炎球菌、水痘、高齢者肺炎球菌、B型肝炎の予防接種を行う。

【 事業費 】

(単位:千円)

| 事業費 | 国県支出金 | 地方債 | その他 | 一般財源 |
|---------|----------------------|-----|-----|---------|
| 458,932 | 469 | | | 458,463 |
| 主な予算内訳 | | | | |
| 1節 | 予防接種健康被害調査委員会委員報酬 4人 | | | 84 |
| 7節 | 臨時的任用職員賃金 | | | 2,408 |
| 11節 | 消耗品費 | | | 468 |
| | 印刷製本費 | | | 1,777 |
| | 予防接種ワクチン医薬材料費 | | | 159,010 |
| 12節 | 予防接種事故賠償補償保険料 | | | 329 |
| 13節 | 予防接種業務等委託料 | | | 289,574 |
| | 予防接種データ入力業務委託料 | | | 1,276 |
| | 医療廃棄物処理委託料 | | | 11 |
| 19節 | 予防接種健康被害救済給付等負担金 | | | 65 |
| | 予防接種費用自己負担金補助金 | | | 3,930 |

感染症対策事業

【 市民健康課 】

【 総合計画上の位置づけ 】

将来目標 健やかで心豊かに暮らせるまち

分野 健康福祉

施策の方針 市民の健康と安心づくりの推進

【 事業の目的 】

対象 市民

意図 感染症に対する啓発と発生初期の対応を行うため。

効果 感染症の発生、まん延を予防し、発生初期に拡大を防ぐ。

【 事業の内容 】

- ・感染症等が発生した場合、県知事の指示により、汚染された場所の消毒等を行う。
- ・感染症に対する正しい知識の普及を図り、市民の感染症への正しい理解を深めるため、冊子等により啓発に努める。
- ・新たな感染症(強毒型インフルエンザ等)が発生した場合に、市民へのまん延を防止し医療機関の混乱を避けるために開設する発熱外来の施設維持管理を行う。

【 事業費 】

(単位:千円)

| 事業費 | 国県支出金 | 地方債 | その他 | 一般財源 |
|-----|-------|-----|-----|------|
| 533 | | | | 533 |

主な予算内訳

| | |
|------------------------|-----|
| 11節 感染症対策啓発パンフレット等消耗品費 | 108 |
| 発熱外来光熱水費 | 396 |
| 感染症対策事業用医薬材料費 | 29 |

(款) 20 衛生費 (項) 5 保健衛生費 (目) 15 健康管理費
 ◎健康福祉 ○市民の健康と安心づくりの推進

成人保健事業

【 市民健康課 】

【 総合計画上の位置づけ 】

将来目標 健やかで心豊かに暮らせるまち
 分野 健康福祉
 施策の方針 市民の健康と安心づくりの推進

【 事業の目的 】

対象 市民

意図 市民の健康の維持増進に向け、啓発を図るため。

効果 家族・地域など健康意識の醸成を図り、自分から進んで健康の維持増進のための行動をとることができる。また、個人及び地域で、健康づくりを継続できる環境をつくる。

【 事業の内容 】

- ・市民の健康の増進を図るため、健康教育、健康相談等を行う。
- ・若年期から自らの健康に関する意識を高め、より良い生活習慣を確立するために、本人のみならず家族ぐるみ地域ぐるみでの健康づくりを支援する。

【 事業費 】

(単位:千円)

| 事業費 | 国県支出金 | 地方債 | その他 | 一般財源 |
|--------|------------------|-----|-----|-------|
| 9,664 | 961 | | | 8,703 |
| 主な予算内訳 | | | | |
| 1節 | 栄養指導嘱託員報酬 2人 | | | 2,506 |
| | 保健活動嘱託員報酬 5人 | | | 5,664 |
| 8節 | 健康教育等講師報償費 | | | 356 |
| 9節 | 栄養指導嘱託員費用弁償 | | | 207 |
| | 保健活動嘱託員費用弁償 | | | 20 |
| 11節 | 健康手帳・文具等消耗品費 | | | 350 |
| | 医薬材料費 | | | 46 |
| 12節 | 腸内細菌培養検査手数料 | | | 10 |
| | 健康づくり事業水中運動指導手数料 | | | 30 |
| 13節 | 生活習慣改善プログラム委託料 | | | 380 |
| | 骨密度測定業務委託料 | | | 87 |
| 14節 | 健康づくり事業プール使用料 | | | 8 |

母子保健事業

【 市民健康課 】

※重点事業(事業CD:4-1-2-3)

【 総合計画上の位置づけ 】

将来目標 健やかで心豊かに暮らせるまち
分野 健康福祉
施策の方針 市民の健康と安心づくりの推進

【 事業の目的 】

対象 妊産婦・乳幼児等

意図 こどもの健全育成と、子育て家族の健康増進を図るため。

効果 家庭の育児力が向上し、安心して子育てすることで、こどもが心身ともに健全に発育発達する。

【 事業の内容 】

- ・ 母子健康手帳、すくすく手帳の交付を行う。
- ・ 妊産婦健康診査補助券を交付し、妊婦健診14回、産後健診2回の助成を行う。
- ・ 家庭訪問(新生児育児支援等)、乳幼児健診、母親教室、育児講座、健康相談等を行う。
- ・ 思春期向け・祖父母向け冊子を作成し、普及啓発を行う。
- ・ 特定不妊治療費、不育症治療費の助成を行う。

【 事業費 】

(単位:千円)

| 事業費 | 国県支出金 | 地方債 | その他 | 一般財源 |
|---------|-------------------------|-----|-----|---------|
| 169,805 | 5,886 | | | 163,919 |
| 主な予算内訳 | | | | |
| 1節 | 母子保健指導嘱託員等報酬 35人 | | | 8,385 |
| 7節 | 臨時的任用職員賃金 | | | 2,729 |
| 8節 | 両親教室・育児講座講師等報償費 | | | 270 |
| | 妊産婦・新生児等訪問指導報償費 | | | 4,179 |
| 9節 | 母子保健指導嘱託員費用弁償 | | | 430 |
| 11節 | 母子健康手帳等消耗品費 | | | 963 |
| | すくすく手帳・妊産婦健康診査補助券等印刷製本費 | | | 728 |
| | 維持修繕料 | | | 26 |
| | 医薬材料費 | | | 115 |
| 12節 | 医師賠償責任保険料 | | | 202 |
| 13節 | 妊産婦健診等委託料 | | | 73,915 |
| | 乳児健診(4か月児、お誕生日前)委託料 | | | 17,113 |
| | 幼児健診等委託料 | | | 11,544 |
| | 助産師派遣委託料 | | | 2,156 |
| | 健康診査等滅菌配送業務委託料 | | | 370 |
| | 思春期向け・祖父母向け冊子作成業務委託料 | | | 3,237 |
| 14節 | 健診会場使用料 | | | 12 |
| 19節 | 妊産婦健診補助金 | | | 4,607 |
| | 乳児健診補助金 | | | 324 |
| | 特定不妊治療費助成金 | | | 37,000 |
| | 不育症治療費助成金 | | | 1,500 |

成人健康診査事業

【 市民健康課 】

【 総合計画上の位置づけ 】

将来目標 健やかで心豊かに暮らせるまち
 分野 健康福祉
 施策の方針 市民の健康と安心づくりの推進

【 事業の目的 】

対象 健診対象年齢に達した市民

意図 生活習慣病の予防と重症化の防止、結核の早期発見・治療のため。

効果 市民1人ひとりが自分の健康状態に留意し、健康を害する生活習慣を改善し、医療費の抑制につなげる。結核を予防し、まん延を防ぐ。

【 事業の内容 】

- ・ 肺の直接X線撮影を実施する。(16歳～39歳)
- ・ 若年期からの生活習慣病予防のため、20歳～38歳の方に検査キットによる健診を実施する。(偶数年齢で隔年実施)
- ・ 40歳の方に無料で肝炎検診を実施する。(無料クーポン券検診)
- ・ 40歳以上で今まで鎌倉市の肝炎検診を受診していない希望者(無料クーポン券検診に該当しない方)に肝炎検診を実施する。
- ・ 20歳～36歳の方に4歳刻みで、40歳～70歳の方に10歳刻みで歯周病検診を実施する。(問診、口腔内検査)
- ・ 後期高齢者医療保険の被保険者に後期高齢者健診、40歳以上の生活保護受給者に生活保護受給者健診を実施する。

【 事業費 】

(単位:千円)

| 事業費 | 国県支出金 | 地方債 | その他 | 一般財源 |
|--------------------|-------|-----|---------|---------|
| 122,742 | 7,600 | | 100,635 | 14,507 |
| 主な予算内訳 | | | | |
| 11節 消耗品費 | | | | 9 |
| 印刷製本費 | | | | 234 |
| 13節 無料クーポン券肝炎検診委託料 | | | | 4,149 |
| 結核検診委託料 | | | | 2,500 |
| 歯周病検診委託料 | | | | 1,668 |
| キット健診委託料 | | | | 2,299 |
| 肝炎検診委託料 | | | | 731 |
| 後期高齢者健診委託料 | | | | 110,151 |
| 生活保護受給者健診委託料 | | | | 949 |
| 訪問歯科検診委託料 | | | | 52 |

がん検診事業

市民健康課

【 総合計画上の位置づけ 】

将来目標 健やかで心豊かに暮らせるまち
分野 健康福祉
施策の方針 市民の健康と安心づくりの推進

【 事業の目的 】

対象 検診対象年齢に達した市民

意図 がん等の早期発見・治療のため。

効果 がん等の早期発見、早期治療により市民の健康維持に努めるとともに、医療費の抑制につなげる。

【 事業の内容 】

- ・ 大腸がん、肺がん(40歳以上)、胃がんリスク検診(40歳以上)、子宮頸がん(20歳以上偶数年齢の女性)、乳がん(視触診検診:20歳~38歳の偶数年齢の女性、乳房X線撮影と視触診検診:40歳以上偶数年齢の女性)、前立腺がん(50歳以上の男性)の検診を実施する。
- ・ がん検診推進事業として、子宮頸がん(20歳)、乳がん(40歳)の検診を無料で実施する。(無料クーポン券検診)

【 事業費 】

(単位:千円)

| 事業費 | 国県支出金 | 地方債 | その他 | 一般財源 |
|-------------------------|-------|-----|-----|---------|
| 412,262 | 636 | | | 411,626 |
| 主な予算内訳 | | | | |
| 7節 臨時的任用職員賃金 | | | | 1,605 |
| 11節 消耗品費 | | | | 41 |
| 印刷製本費 | | | | 1,389 |
| 12節 がん精密検査受診結果文書作成手数料 | | | | 1,810 |
| 13節 肺がん検診委託料 | | | | 147,776 |
| 大腸がん検診委託料 | | | | 83,754 |
| 胃がんリスク検診等委託料 | | | | 41,083 |
| 子宮頸がん検診委託料 | | | | 47,746 |
| 乳がん個別検診委託料 | | | | 33,451 |
| 乳がん集団検診委託料 | | | | 2,068 |
| 前立腺がん検診委託料 | | | | 30,002 |
| 健診結果データ集約等業務委託料 | | | | 7,526 |
| 健診結果データ入力業務委託料 | | | | 3,607 |
| 集団検診事務一括業務委託料 | | | | 1,496 |
| 無料クーポン券検診(子宮頸がん、乳がん)委託料 | | | | 5,412 |
| 無料クーポン券検診発送業務委託料 | | | | 1,802 |
| 無料クーポン券検診結果データ集約等業務委託料 | | | | 104 |
| システム改修委託料 | | | | 1,590 |

健康情報システム構築・運用事業

【 市民健康課 】

【 総合計画上の位置づけ 】

将来目標 健やかで心豊かに暮らせるまち
分野 健康福祉
施策の方針 市民の健康と安心づくりの推進

【 事業の目的 】

対象 健診対象年齢に達した市民

意図 市民の健診データを管理するため。

効果 健診受診者の結果データを整理し、市民各自の健康管理に寄与する。

【 事業の内容 】

- ・受診券発送から総合判定結果までのシステムの運用により市民の健康診査のデータ管理をし、市民の健康維持に努める。

【 事業費 】

(単位:千円)

| 事業費 | 国県支出金 | 地方債 | その他 | 一般財源 |
|--------|-------|-----|-----|--------|
| 20,459 | | | | 20,459 |

主な予算内訳

13節 健康診査データ管理等一括業務委託料 20,459

(款) 20 衛生費 (項) 5 保健衛生費 (目) 15 健康管理費
 ◎健康福祉 ○市民の健康と安心づくりの推進

食育事業

【 市民健康課 】

【 総合計画上の位置づけ 】

将来目標 健やかで心豊かに暮らせるまち
 分野 健康福祉
 施策の方針 市民の健康と安心づくりの推進

【 事業の目的 】

対象 市民等

意図 食を通して市民の健康の維持増進を図るため。

効果 市民の健康に対する意識が高まり、自分から進んで健康の維持増進のための行動をとることができる。

【 事業の内容 】

- ・食育活動を推進するボランティアを育成するとともに、既に活動している団体と連携を図りながら地域での食育を推進する。
- ・「食」に関して、広く情報提供を行い市民への啓発を図る。
- ・市民、生産者・流通業者、関連団体等が交流する場を提供し、全市的な食育の推進に努める。

【 事業費 】

(単位:千円)

| 事業費 | 国県支出金 | 地方債 | その他 | 一般財源 |
|----------------------|-------|-----|-----|-------|
| 1,162 | | | | 1,162 |
| 主な予算内訳 | | | | |
| 1節 鎌倉市食育推進会議委員報酬 11人 | | | | 336 |
| 8節 かまくら食育カレッジ講師報償費 | | | | 240 |
| 食育ボランティア協力者等報償費 | | | | 130 |
| 9節 鎌倉市食育推進会議委員費用弁償 | | | | 5 |
| 11節 消耗品費 | | | | 192 |
| 印刷製本費 | | | | 172 |
| 13節 地域食育推進事業委託料 | | | | 87 |

(款) 20 衛生費 (項) 5 保健衛生費 (目) 15 健康管理費

◎健康福祉 ○市民の健康と安心づくりの推進

ICT活用健康づくり事業

【 市民健康課 】

※重点事業(事業CD:4-1-2-4)

【 総合計画上の位置づけ 】

将来目標 健やかで心豊かに暮らせるまち

分野 健康福祉

施策の方針 市民の健康と安心づくりの推進

【 事業の目的 】

対象 市民等

意図 健康アプリ等を活用し、市民等の健康の維持増進を図るため。

効果 市民等の健康に対する意識が高まり、自分から進んで健康の維持増進のための行動をとることができる。

【 事業の内容 】

- ・健康づくりに関するアプリや専用サイトの作成及びポイント制度の構築を図り、市民の健康づくりを推進する。
- ・市内の企業等と、健康づくりを推進するため連携を図る。

【 事業費 】

(単位:千円)

| 事業費 | 国県支出金 | 地方債 | その他 | 一般財源 |
|-------------------------|--------|-----|-----|--------|
| 16,300 | 13,120 | | | 3,180 |
| 主な予算内訳 | | | | |
| 13節 (仮称)健康づくりシステム開発等委託料 | | | | 16,300 |

(款) 20 衛生費 (項) 10 清掃費 (目) 5 清掃総務費

◎生活環境 ○3Rの推進・ごみの適正処理

環境運営事業

【 環境政策課 】

【 総合計画上の位置づけ 】

将来目標 都市環境を保全・創造するまち

分野 生活環境

施策の方針 3Rの推進・ごみの適正処理

【 事業の目的 】

対象 市民等

意図 一般廃棄物処理施設を中長期的に整備し、3R事業を総合的かつ計画的に推進することにより、快適な生活環境の創造と循環型社会の形成を目指すため。

効果 安定的な一般廃棄物の処理と、3R事業を推進することにより、循環型社会が形成される。

【 事業の内容 】

- ・ 一般廃棄物処理施設の建設の財源に充てるための基金を運用する。
- ・ 清掃事業及び環境衛生等に関する一般事務費及び関係団体への負担金を支出する。

【 事業費 】

(単位:千円)

| 事業費 | 国県支出金 | 地方債 | その他 | 一般財源 |
|---------|--------------------|-----|---------|---------|
| 222,026 | | | 220,599 | 1,427 |
| 主な予算内訳 | | | | |
| 1節 | 事務補助嘱託員報酬 1人 | | | 1,029 |
| 9節 | 事務補助嘱託員費用弁償 | | | 15 |
| 11節 | 消耗品費 | | | 212 |
| 19節 | 全国都市清掃会議等負担金 | | | 171 |
| 25節 | 一般廃棄物処理施設建設基金新規積立金 | | | 217,595 |
| | 一般廃棄物処理施設建設基金利子積立金 | | | 440 |
| | 一般廃棄物処理施設建設基金寄附積立金 | | | 2,564 |

(款) 20 衛生費 (項) 10 清掃費 (目) 5 清掃総務費

◎生活環境 ○3Rの推進・ごみの適正処理

廃棄物処理施設のマネジメント事業

【 環境施設課 】

※重点事業(事業CD:3-3-1-5)

【 総合計画上の位置づけ 】

将来目標 都市環境を保全・創造するまち

分野 生活環境

施策の方針 3Rの推進・ごみの適正処理

【 事業の目的 】

対象 名越・今泉・深沢クリーンセンター、笛田リサイクルセンター、最終処分場等

意図 処理施設の整備を行うため。

効果 一般廃棄物の適正処理が図られる。

【 事業の内容 】

- ・一般廃棄物処理施設等に関する諮問機関である生活環境整備審議会において、効率的、効果的で環境への負荷の少ない安全な施設整備に向けた調査、審議を行う。
- ・ごみ処理を安定的に実行していくために、鎌倉市一般廃棄物処理基本計画を基に、名越クリーンセンター、今泉クリーンセンター、笛田リサイクルセンター、深沢クリーンセンター等の廃棄物処理施設について、必要な整備を進めていく。
- ・最終処分場の廃止に向けて、必要な整備を進めていく。

【 事業費 】

(単位:千円)

| 事業費 | 国県支出金 | 地方債 | その他 | 一般財源 |
|---------|-------|---------|-----|---------|
| 372,141 | | 151,200 | | 220,941 |

主な予算内訳

| | | | | |
|-----|----------------------------|--|--|---------|
| 1節 | 生活環境整備審議会委員報酬 6人 | | | 186 |
| 9節 | 生活環境整備審議会委員費用弁償 | | | 1 |
| 11節 | 消耗品費 | | | 100 |
| | 名越クリーンセンター各種制御盤修繕料 | | | 22,388 |
| 13節 | 笛田リサイクルセンター長寿命化総合計画策定業務委託料 | | | 4,772 |
| | 最終処分場測量業務委託料 | | | 3,974 |
| 15節 | 最終処分場復元工事請負費 | | | 139,083 |
| | 今泉クリーンセンター煙突解体工事請負費 | | | 201,637 |

(款) 20 衛生費 (項) 10 清掃費 (目) 5 清掃総務費

◎行財政運営 ○行財政運営

職員給与費

職員課

【 対象となる職員 】

環境部のうち環境政策課(環境総務担当)・ごみ減量対策課・環境施設課・環境センター

【 職員給与費 】

(単位:千円)

| 主な予算内訳 | |
|--------------|-----------|
| 職員給与費 | 1,084,902 |
| ・ 2節 給料 一般職 | 499,629 |
| 一般職職員 120人 | |
| 再任用(短時間) 4人 | |
| ・ 3節 職員手当等 | 419,207 |
| 扶養手当 | 18,280 |
| 地域手当 | 79,101 |
| 通勤手当 | 14,078 |
| 超過勤務手当 | 38,112 |
| 休日給 | 35,928 |
| 管理職手当 | 9,392 |
| 特殊勤務手当 | 436 |
| 期末勤勉手当 | 205,073 |
| 住居手当 | 13,827 |
| 児童手当 | 4,980 |
| ・ 4節 共済費 | 166,066 |
| 市町村職員共済組合負担金 | 163,481 |
| 社会保険料 | 1,519 |
| 雇用保険料 | 1,066 |

(款) 20 衛生費 (項) 10 清掃費 (目) 10 じん芥処理費

◎生活環境 ○3Rの推進・ごみの適正処理

名越クリーンセンター管理運営事業

【 環境センター 】

【 総合計画上の位置づけ 】

将来目標 都市環境を保全・創造するまち
分野 生活環境
施策の方針 3Rの推進・ごみの適正処理

【 事業の目的 】

対象 市民等

意図 一般廃棄物の適正な処理のため。

効果 生活環境の保全及び公衆衛生の安定が図られる。

【 事業の内容 】

- ・名越クリーンセンターの光熱水費、維持修繕料等の管理運営に係る事務を行う。
- ・市民、事業者から排出されるごみを適正に処理するための焼却施設、粗大ごみ処理施設の運転及び維持管理を行う。

【 事業費 】

(単位:千円)

| 事業費 | 国県支出金 | 地方債 | その他 | 一般財源 |
|---------|----------------|-----|--------|---------|
| 425,889 | | | 99,851 | 326,038 |
| 主な予算内訳 | | | | |
| 7節 | 臨時的任用職員賃金 | | | 1,281 |
| 11節 | 薬剤等消耗品費 | | | 42,507 |
| | 施設燃料費 | | | 4,852 |
| | 電気料 | | | 85,690 |
| | 水道料等 | | | 43,330 |
| | 焼却設備等修繕料 | | | 79,920 |
| | 破砕機補修修繕料 | | | 12,096 |
| | クレーン補修修繕料 | | | 10,065 |
| | 空気圧縮機修繕料 | | | 4,915 |
| | 排ガス分析計修繕料 | | | 2,765 |
| | その他修繕料 | | | 6,000 |
| | 医薬材料費 | | | 30 |
| 12節 | 電信料 | | | 572 |
| | 電気工作物定期点検手数料 | | | 795 |
| | ダイオキシン類調査手数料 | | | 664 |
| | ごみ質検査手数料 | | | 648 |
| | 排ガス検査等手数料 | | | 1,016 |
| 13節 | 焼却施設維持管理業務委託料 | | | 116,640 |
| | 環境調査業務委託料 | | | 3,623 |
| | 定期機能検査業務委託料 | | | 1,083 |
| | クレーン点検業務委託料 | | | 833 |
| | 作業環境調査業務委託料 | | | 677 |
| | 警備業務委託料 | | | 463 |
| | 洗車排水汚水槽清掃業務委託料 | | | 411 |
| | 冷暖房機器点検業務委託料 | | | 265 |
| | 清掃業務委託料 | | | 265 |
| | 受水槽清掃点検業務委託料 | | | 101 |

| | | |
|-----|--------------|-------|
| | 樹木剪定業務委託料 | 71 |
| | 不快害虫駆除業務等委託料 | 99 |
| 14節 | 用地借料 | 1,487 |
| | コピー機賃借料等 | 282 |
| 16節 | 施設補修用原材料費 | 760 |
| 18節 | 蓄圧式粉末消火器購入費 | 368 |
| 27節 | 汚染負荷量賦課金 | 1,315 |

(款) 20 衛生費 (項) 10 清掃費 (目) 10 じん芥処理費

◎生活環境 ○3Rの推進・ごみの適正処理

今泉クリーンセンター管理運営事業

【 環境センター 】

【 総合計画上の位置づけ 】

将来目標 都市環境を保全・創造するまち
分野 生活環境
施策の方針 3Rの推進・ごみの適正処理

【 事業の目的 】

対象 市民等

意図 一般廃棄物の適正な処理のため。

効果 生活環境の保全及び公衆衛生の安定が図られる。

【 事業の内容 】

- ・今泉クリーンセンターの光熱水費、維持修繕料等の管理運営に係る事務を行う。
- ・市民、事業者から排出されるごみを適正に処理するための粗大ごみ処理施設、中継施設等の運転及び維持管理を行う。

【 事業費 】

(単位:千円)

| 事業費 | 国県支出金 | 地方債 | その他 | 一般財源 |
|--------------------|-------|-----|--------|--------|
| 53,962 | | | 15,386 | 38,576 |
| 主な予算内訳 | | | | |
| 11節 施設維持等消耗品費 | | | | 5,400 |
| 施設燃料費 | | | | 1,392 |
| 電気料 | | | | 13,460 |
| 水道料 | | | | 1,094 |
| クレーン補修修繕料 | | | | 11,136 |
| 中継施設臭気対策修繕料 | | | | 3,240 |
| 中継施設シーケンサ修繕料 | | | | 2,376 |
| その他修繕料 | | | | 2,620 |
| 備品修繕料 | | | | 6 |
| 医薬材料費 | | | | 22 |
| 12節 電信料 | | | | 430 |
| 水質検査手数料 | | | | 564 |
| 自家用電気工作物定期点検等手数料 | | | | 396 |
| 13節 脱臭設備等保守点検業務委託料 | | | | 5,724 |
| クレーン年次点検業務委託料 | | | | 767 |
| 排水処理施設各槽清掃業務委託料 | | | | 473 |
| 警備業務委託料 | | | | 463 |
| ボイラー清掃点検委託料 | | | | 184 |
| 清掃業務委託料 | | | | 184 |
| 重油地下タンク点検業務等委託料 | | | | 458 |
| 14節 トラックスケール賃借料 | | | | 2,531 |
| コピー機賃借料等 | | | | 255 |
| 16節 施設補修用原材料費 | | | | 540 |
| 27節 汚染負荷量賦課金 | | | | 247 |

(款) 20 衛生費 (項) 10 清掃費 (目) 10 じん芥処理費
 ◎生活環境 ○3Rの推進・ごみの適正処理

| | |
|-----------------------|------------|
| 名越クリーンセンター収集事業 | 【 環境センター 】 |
|-----------------------|------------|

【 総合計画上の位置づけ 】

将来目標 都市環境を保全・創造するまち
 分野 生活環境
 施策の方針 3Rの推進・ごみの適正処理

【 事業の目的 】

対象 市民等

意図 一般廃棄物の適正な処理のため。

効果 生活環境の保全及び公衆衛生の安定が図られる。

【 事業の内容 】

- ・ 鎌倉、腰越及び深沢(一部を除く)地域のごみの収集・運搬作業を行う。
- ・ ごみの減量・分別・資源化を推進するため、市民及び事業者への指導と啓発活動を実施する。
- ・ 清掃車両の整備及び管理を行う。

【 事業費 】

(単位:千円)

| 事業費 | 国県支出金 | 地方債 | その他 | 一般財源 |
|----------------------|-------|--------|-----|--------|
| 72,141 | | 40,300 | | 31,841 |
| 主な予算内訳 | | | | |
| 7節 臨時的任用職員賃金 | | | | 1,273 |
| 11節 収集作業用等消耗品費 | | | | 1,133 |
| 収集車両等燃料費 | | | | 5,477 |
| 印刷製本費 | | | | 101 |
| 事務所小破修繕料 | | | | 57 |
| 備品修繕料 | | | | 4 |
| 収集車両修繕料 | | | | 8,600 |
| 12節 リサイクル手数料 | | | | 71 |
| 自賠償保険料 | | | | 181 |
| 16節 作業用原材料費 | | | | 145 |
| 18節 収集車両購入費 | | | | 53,826 |
| 19節 安全運転管理者法定講習会等負担金 | | | | 8 |
| 22節 過少収納時補てん金 | | | | 1 |
| 27節 自動車重量税 | | | | 1,264 |

(款) 20 衛生費 (項) 10 清掃費 (目) 10 じん芥処理費

◎生活環境 ○3Rの推進・ごみの適正処理

今泉クリーンセンター収集事業

【 環境センター 】

【 総合計画上の位置づけ 】

将来目標 都市環境を保全・創造するまち

分野 生活環境

施策の方針 3Rの推進・ごみの適正処理

【 事業の目的 】

対象 市民等

意図 一般廃棄物の適正な処理のため。

効果 生活環境の保全及び公衆衛生の安定が図られる。

【 事業の内容 】

- ・ 大船、玉縄及び深沢地域の一部のごみの収集・運搬作業を行う。
- ・ ごみの減量・分別・資源化を推進するため、市民及び事業者への指導と啓発活動を実施する。
- ・ 清掃車両の整備及び管理を行う。

【 事業費 】

(単位:千円)

| 事業費 | 国県支出金 | 地方債 | その他 | 一般財源 |
|--------|------------------|-----|-----|--------|
| 16,889 | | | | 16,889 |
| 主な予算内訳 | | | | |
| 1節 | 計量機嘱託員報酬 4人 | | | 4,113 |
| 7節 | 臨時的任用職員賃金 | | | 2,546 |
| 9節 | 計量機嘱託員費用弁償 | | | 649 |
| 11節 | 収集作業用等消耗品費 | | | 807 |
| | 収集車両等燃料費 | | | 1,856 |
| | 印刷製本費 | | | 58 |
| | 事務所小破修繕料 | | | 5 |
| | 備品修繕料 | | | 5 |
| | 収集車両修繕料 | | | 3,504 |
| 12節 | リサイクル手数料 | | | 8 |
| | 自賠償保険料 | | | 28 |
| 18節 | 収集車両購入費 | | | 3,026 |
| 19節 | 安全運転管理者法定講習会等負担金 | | | 8 |
| 22節 | 過少収納時補てん金 | | | 1 |
| 27節 | 自動車重量税 | | | 275 |

(款) 20 衛生費 (項) 10 清掃費 (目) 10 じん芥処理費

◎生活環境 ○3Rの推進・ごみの適正処理

ごみ収集事業

【 ごみ減量対策課 】

※重点事業(事業CD:3-3-1-7)

【 総合計画上の位置づけ 】

将来目標 都市環境を保全・創造するまち

分野 生活環境

施策の方針 3Rの推進・ごみの適正処理

【 事業の目的 】

対象 市民等

意図 一般廃棄物の適正な処理のため。

効果 生活環境の保全及び公衆衛生の安定が図られる。

【 事業の内容 】

・資源物やごみについて収集・運搬を民間委託により実施する。

・家庭系ごみの有料化によりごみの減量を図る。

【 事業費 】

(単位:千円)

| 事業費 | 国県支出金 | 地方債 | その他 | 一般財源 |
|---------|--------------------------------|-----|--------|---------|
| 670,798 | | | 82,120 | 588,678 |
| 主な予算内訳 | | | | |
| 1節 | 事務補助嘱託員報酬 4人 | | | 4,113 |
| 7節 | 臨時的任用職員賃金 | | | 336 |
| 9節 | 事務補助嘱託員費用弁償 | | | 600 |
| 11節 | 消耗品費 | | | 386 |
| 13節 | カン・ビン収集及びコンテナ配布業務委託料 | | | 126,405 |
| | 収集困難箇所クリーンステーション新規分・各収集運搬業務委託料 | | | 24,752 |
| | 燃やすごみ・ペットボトル収集運搬業務委託料 | | | 244,442 |
| | 植木剪定材収集運搬業務委託料 | | | 51,066 |
| | 不燃ごみ収集運搬業務委託料 | | | 34,392 |
| | 容器包装プラスチック収集運搬業務委託料 | | | 75,499 |
| | 家庭系製品プラスチック収集運搬業務委託料 | | | 12,951 |
| | 一般廃棄物指定収集袋作成業務委託料 | | | 41,656 |
| | 一般廃棄物指定収集袋保管配送・受注収納業務委託料 | | | 14,208 |
| | 一般廃棄物処理手数料徴収業務委託料 | | | 25,921 |
| | 燃やすごみ組成調査業務委託料 | | | 10,296 |
| | 燃やすごみ組成調査用収集運搬業務委託料 | | | 499 |
| | 啓発資料作成委託料 | | | 850 |
| | 周知看板作成委託料 | | | 702 |
| 14節 | クリーンステーション管理システム賃借料 | | | 1,724 |

(款) 20 衛生費 (項) 10 清掃費 (目) 10 じん芥処理費

◎生活環境 ○3Rの推進・ごみの適正処理

最終処分事業

【 環境施設課 】

【 総合計画上の位置づけ 】

将来目標 都市環境を保全・創造するまち
 分野 生活環境
 施策の方針 3Rの推進・ごみの適正処理

【 事業の目的 】

対象 焼却炉から排出される焼却残さ

意図 焼却残さの適正な処分及び資源化の推進を図るため。

効果 最終処分場周辺の環境を保全し、焼却残さの資源化を図ることにより、循環型社会が形成される。

【 事業の内容 】

- ・ 焼却残さ全量を溶融固化し、路盤材等に加工することによって資源化を推進する。
- ・ 最終処分場周辺の環境を保全し、適切な維持管理を行う。

【 事業費 】

(単位:千円)

| 事業費 | 国県支出金 | 地方債 | その他 | 一般財源 |
|------------------------------|-------|-----|-----|---------|
| 219,143 | | | | 219,143 |
| 主な予算内訳 | | | | |
| 8節 最終処分場地下水水質検査協力謝礼 | | | | 48 |
| 9節 普通旅費 | | | | 65 |
| 11節 消耗品費 | | | | 83 |
| 燃料費 | | | | 7 |
| 光熱水費 | | | | 108 |
| 最終処分場集水設備等維持修繕料 | | | | 487 |
| 12節 最終処分場精密水質・ダイオキシン類検査業務手数料 | | | | 1,728 |
| 最終処分場定期水質検査業務手数料 | | | | 423 |
| 13節 焼却残さ溶融固化処理業務委託料 | | | | 182,479 |
| ごみ焼却残さ中の金属等の測定業務委託料 | | | | 247 |
| 最終処分場保有水等運搬処理委託料 | | | | 959 |
| 最終処分場観測井戸水運搬委託料 | | | | 320 |
| 最終処分場ガス等計測業務委託料 | | | | 1,443 |
| 最終処分場土壌調査委託料 | | | | 59 |
| 16節 最終処分場原材料費 | | | | 52 |
| 19節 環境保全協力金 | | | | 605 |
| 22節 最終処分場用地等営農損失補償金 | | | | 30,030 |

(款) 20 衛生費 (項) 10 清掃費 (目) 10 じん芥処理費
 ◎生活環境 ○3Rの推進・ごみの適正処理

新焼却施設整備事業

【 環境施設課 】

※重点事業(事業CD:3-3-1-6)

【 総合計画上の位置づけ 】

将来目標 都市環境を保全・創造するまち
 分野 生活環境
 施策の方針 3Rの推進・ごみの適正処理

【 事業の目的 】

対象 市民等

意図 処理施設の整備を行うため。

効果 一般廃棄物の適正処理が図られる。

【 事業の内容 】

・ごみ焼却施設の先進都市の視察を実施し、今後の新焼却炉の建設準備に資する。

【 事業費 】

(単位:千円)

| 事業費 | 国県支出金 | 地方債 | その他 | 一般財源 |
|-----|-------|-----|-----|------|
| 340 | | | | 340 |

主な予算内訳

| | |
|-----------------|-----|
| 9節 焼却施設視察旅費 | 234 |
| 14節 焼却施設視察車両使用料 | 106 |

(款) 20 衛生費 (項) 10 清掃費 (目) 10 じん芥処理費

◎生活環境 ○3Rの推進・ごみの適正処理

ごみ処理広域化計画推進事業

【 環境施設課 】

【 総合計画上の位置づけ 】

将来目標 都市環境を保全・創造するまち
分野 生活環境
施策の方針 3Rの推進・ごみの適正処理

【 事業の目的 】

対象 名越・今泉クリーンセンター等

意図 処理施設の整備及び適正管理を図るため。

効果 一般廃棄物の適正処理が図られる。

【 事業の内容 】

・今後のごみ処理体制の検討を行う。

【 事業費 】

(単位:千円)

| 事業費 | 国県支出金 | 地方債 | その他 | 一般財源 |
|-----|-------|-----|-----|------|
| 50 | | | | 50 |

主な予算内訳

11節 鎌倉市・逗子市・葉山町ごみ処理広域化検討協議会消耗品費 50

(款) 20 衛生費 (項) 10 清掃費 (目) 10 じん芥処理費

◎生活環境 ○3Rの推進・ごみの適正処理

笛田リサイクルセンター管理運営事業

【 環境センター 】

【 総合計画上の位置づけ 】

将来目標 都市環境を保全・創造するまち
 分野 生活環境
 施策の方針 3Rの推進・ごみの適正処理

【 事業の目的 】

対象 市民等

意図 資源の有効活用を図り、廃棄物の再使用、再生利用に関する啓発及び推進を図るため。

効果 ごみの排出抑制、資源の再使用、再生利用が図られる。

【 事業の内容 】

・ 廃棄物の減量・資源化に関する啓発事業を実施するとともに、笛田リサイクルセンターの保守管理及び維持管理を行う。

【 事業費 】

(単位:千円)

| 事業費 | 国県支出金 | 地方債 | その他 | 一般財源 |
|--------------------|-------|-----|--------|---------|
| 156,690 | | | 51,330 | 105,360 |
| 主な予算内訳 | | | | |
| 11節 資源物収集コンテナ等消耗品費 | | | | 3,589 |
| 燃料費 | | | | 80 |
| 電気料 | | | | 8,831 |
| 都市ガス料 | | | | 5,013 |
| 水道料 | | | | 2,042 |
| コンテナ洗浄装置修繕料 | | | | 6,858 |
| 吸収冷温水機分解整備修繕料 | | | | 6,351 |
| 空調用中央監視装置修繕料 | | | | 4,860 |
| コンテナ搬送選別装置修繕料 | | | | 3,996 |
| 吸収冷温水機溶液熱交換器交換修繕料 | | | | 3,780 |
| 紙圧縮梱包機修繕料 | | | | 3,119 |
| 金属圧縮機修繕料 | | | | 2,421 |
| 自動選別装置修繕料 | | | | 2,271 |
| 給気ファン等修繕料 | | | | 1,255 |
| その他修繕料 | | | | 2,402 |
| 車両修繕料 | | | | 2,030 |
| 医薬材料費 | | | | 5 |
| 12節 電信料 | | | | 192 |
| エレベーター定期点検等手数料 | | | | 1,153 |
| 13節 資源物選別処理等業務委託料 | | | | 51,840 |
| 運転保守管理等業務委託料 | | | | 27,216 |
| 選別設備保守点検業務委託料 | | | | 4,104 |
| 再生利用施設啓発業務委託料 | | | | 3,700 |
| 空気調和設備保守点検業務委託料 | | | | 2,360 |
| 清掃業務委託料 | | | | 1,866 |
| 脱臭設備等保守点検業務委託料 | | | | 1,856 |
| 植栽管理業務委託料 | | | | 1,284 |
| 自動倉庫保守点検業務委託料 | | | | 832 |

| | | |
|-----|----------------|-----|
| | 警備業務委託料 | 463 |
| | 屋上植栽管理業務委託料 | 310 |
| | 作業環境調査委託料 | 254 |
| | 複写機保守点検業務等委託料 | 173 |
| 14節 | AED等賃借料 | 127 |
| 16節 | 選別棟維持管理部材用原材料費 | 50 |
| 27節 | 自動車重量税 | 7 |

ごみ資源化事業

【 ごみ減量対策課 】

※重点事業(事業CD:3-3-1-8)

【 総合計画上の位置づけ 】

将来目標 都市環境を保全・創造するまち
分野 生活環境
施策の方針 3Rの推進・ごみの適正処理

【 事業の目的 】

対象 市民等

意図 廃棄物を適正に処理し、循環型社会の形成を目指すため。

効果 ごみの発生抑制及び減量・資源化が図られることにより、循環型社会が形成される。

【 事業の内容 】

- ・資源物やごみを品目別に分別し資源化を図る。
- ・今泉クリーンセンターに配備した自走式コンベアごみ投入検査機により搬入物検査を実施するとともに、事業系ごみの廃棄物発生抑制等啓発指導員を雇用し、事業者訪問等による適正排出の指導を行うことで分別徹底を図っていく。
- ・市民及び事業者から排出された植木剪定材を、委託業者の中間処理施設まで運搬し、委託業者の堆肥化事業場において堆肥化し、生成した堆肥を市民及び農家に配布する。

【 事業費 】

(単位:千円)

| 事業費 | 国県支出金 | 地方債 | その他 | 一般財源 |
|--------------------------------|-------|-----|---------|---------|
| 719,323 | | | 324,561 | 394,762 |
| 主な予算内訳 | | | | |
| 1節 廃棄物検査・指導員報酬 4人 | | | | 8,064 |
| 事務補助嘱託員報酬 1人 | | | | 1,028 |
| 廃棄物発生抑制等啓発指導員報酬 7人 | | | | 7,283 |
| 8節 植木剪定材堆肥化事業指導協力者報奨金 | | | | 1,998 |
| 9節 廃棄物検査・指導員費用弁償 | | | | 1,049 |
| 事務補助嘱託員費用弁償 | | | | 150 |
| 廃棄物発生抑制等啓発指導員費用弁償 | | | | 1,485 |
| 普通旅費 | | | | 85 |
| 11節 ごみ散乱防止ネット等消耗品費 | | | | 1,123 |
| 燃料費 | | | | 166 |
| 印刷製本費 | | | | 1,763 |
| 植木剪定材受入事業場維持修繕料 | | | | 3,240 |
| 自走式コンベアごみ投入検査機維持修繕料 | | | | 108 |
| 坂ノ下積替所維持修繕料 | | | | 4,580 |
| 12節 電信料 | | | | 334 |
| 13節 容器包装プラスチック中間処理業務委託料 | | | | 110,635 |
| 容器包装プラスチック等再商品化業務委託料 | | | | 2,132 |
| ペットボトル中間処理業務委託料 | | | | 27,370 |
| 植木剪定材堆肥化等業務委託料 | | | | 158,057 |
| 紙類・布類収集運搬処理売却業務委託料 | | | | 181,179 |
| 不燃ごみ資源化処理業務委託料(名越) | | | | 35,110 |
| 不燃ごみ資源化処理業務及び鉄屑類等運搬売却業務委託料(今泉) | | | | 13,224 |
| 持ち込みごみ等搬送業務委託料 | | | | 12,791 |
| 不燃ごみ資源化処理業務委託料(不燃残渣溶融固化処理) | | | | 27,694 |

| | | |
|-----|-------------------------|--------|
| | 鉄屑類等運搬売却業務委託料(名越) | 2,922 |
| | 廃乾電池及び廃蛍光管資源化処理業務委託料 | 5,816 |
| | 木くず資源化処理業務委託料 | 12,355 |
| | 布団運搬資源化処理業務委託料 | 4,260 |
| | 畳運搬資源化処理業務委託料 | 4,212 |
| | 粗大ごみ処理手数料収納等事務委託料 | 1,568 |
| | フロンガス破壊処理業務委託料 | 73 |
| | 自走式コンベアごみ投入検査機保守管理業務委託料 | 438 |
| | 一般廃棄物(可燃ごみ)搬送業務委託料 | 50,976 |
| | 使用済小型電子機器資源化業務委託料 | 2,878 |
| | ビニール袋残渣RPF化業務委託料 | 5,481 |
| | 製品プラスチック資源化業務等委託料 | 24,878 |
| 14節 | 車両賃借料 | 1,296 |
| | 坂ノ下積替所テント賃借料 | 1,074 |
| | 植木剪定材受入事業場土地等賃借料 | 398 |
| 22節 | 休車補償料 | 50 |

| | |
|---------------|---------------|
| 3R推進事業 | 【 ごみ減量対策課 】 |
|---------------|---------------|

【 総合計画上の位置づけ 】

将来目標 都市環境を保全・創造するまち
 分野 生活環境
 施策の方針 3Rの推進・ごみの適正処理

【 事業の目的 】

対象 市民等

意図 3R事業を推進し、循環型社会の形成を目指すため。

効果 ごみの発生抑制及び減量・資源化が図られることにより、循環型社会が形成される。

【 事業の内容 】

- ・ごみの発生抑制及び減量・資源化に協力する自治会・町内会に対して、3R推進事業奨励金を交付する。
- ・一般家庭向けの啓発事業として、ごみ減量通信の発行、説明会の開催、環境教育、ごみダイエット展、キャンペーン等を実施する。
- ・事業所向けの啓発事業として、説明会の実施、パンフレットの配布、訪問指導等を行う。
- ・事業所及び地域に設置した大型生ごみ処理機により、生ごみの減量・資源化を図る。
- ・家庭用生ごみ処理機に係る助成制度と直販制度を実施し、各家庭における生ごみの自己処理を促すことにより、生ごみの減量・資源化を図る。
- ・廃棄物の減量・資源化に関する諮問機関である廃棄物減量化及び資源化推進審議会において、必要な事項についての調査、審議を行う。
- ・廃棄物減量化等推進員を対象にした会合等を実施する。

【 事業費 】

(単位:千円)

| 事業費 | 国県支出金 | 地方債 | その他 | 一般財源 |
|-------------------------|-------|-----|-------|--------|
| 44,098 | | | 2,472 | 41,626 |
| 主な予算内訳 | | | | |
| 1節 事務補助嘱託員報酬 3人 | | | | 3,085 |
| 廃棄物減量化及び資源化推進審議会委員報酬 9人 | | | | 552 |
| 8節 3R推進事業奨励金 | | | | 5,400 |
| 廃棄物減量化等推進員会合等講師謝礼 | | | | 100 |
| 廃棄物減量化等推進員謝礼 | | | | 1,150 |
| 9節 事務補助嘱託員等費用弁償 | | | | 479 |
| 11節 啓発用等消耗品費 | | | | 1,313 |
| 生ごみ処理機購入消耗品費 | | | | 5,022 |
| 印刷製本費 | | | | 1,323 |
| 光熱水費 | | | | 225 |
| 大型生ごみ処理機維持修繕料 | | | | 720 |
| 13節 減量・資源化啓発業務委託料 | | | | 929 |
| 大型生ごみ処理機保守管理業務委託料 | | | | 1,983 |
| ホームページ管理運営業務委託料 | | | | 60 |
| 14節 大型生ごみ処理機賃借料 | | | | 1,842 |
| 19節 不用品登録協働事業費負担金 | | | | 790 |
| 大型生ごみ処理機光熱水費負担金 | | | | 144 |
| リユース食器利用費補助金 | | | | 500 |
| 生ごみ処理機購入費補助金 | | | | 16,481 |

事業系大型生ごみ処理機購入費等補助金

2,000

(款) 20 衛生費 (項) 10 清掃費 (目) 10 じん芥処理費

◎生活環境 ○環境汚染の防止

ダイオキシン類削減対策施設整備事業

【

環境施設課

】

【 総合計画上の位置づけ 】

将来目標 都市環境を保全・創造するまち

分野 生活環境

施策の方針 環境汚染の防止

【 事業の目的 】

対象 名越・今泉クリーンセンター等

意図 処理施設の整備及び適正管理を図るため。

効果 一般廃棄物の適正処理が図られる。

【 事業の内容 】

・名越クリーンセンター周辺環境調査(大気環境調査)を実施する。

【 事業費 】

(単位:千円)

| 事業費 | 国県支出金 | 地方債 | その他 | 一般財源 |
|-------|-------|-----|-----|-------|
| 1,544 | | | | 1,544 |

主な予算内訳

13節 名越クリーンセンター周辺大気環境調査業務委託料

1,544

(款) 20 衛生費 (項) 10 清掃費 (目) 15 し尿処理費

◎生活環境 ○環境汚染の防止

深沢クリーンセンター管理運営事業

【 環境センター 】

【 総合計画上の位置づけ 】

将来目標 都市環境を保全・創造するまち
分野 生活環境
施策の方針 環境汚染の防止

【 事業の目的 】

対象 市民等

意図 公共下水道に接続していない全ての汲取りし尿と浄化槽汚泥の適正な処理のため。

効果 生活環境の保全及び公衆衛生が図られる。

【 事業の内容 】

・し尿及び浄化槽汚泥の処理に係る施設の運転及び維持管理を行う。

【 事業費 】

(単位:千円)

| 事業費 | 国県支出金 | 地方債 | その他 | 一般財源 |
|---------------------|-------|-----|-------|--------|
| 25,293 | | | 5,201 | 20,092 |
| 主な予算内訳 | | | | |
| 11節 薬剤等消耗品費 | | | | 2,269 |
| 燃料費 | | | | 149 |
| 電気料 | | | | 5,506 |
| 水道料 | | | | 2,919 |
| No. 2汚泥投入ポンプ取替修繕料 | | | | 1,048 |
| 真空遮断器等取替修繕料 | | | | 1,030 |
| その他修繕料 | | | | 6,825 |
| 備品修繕料 | | | | 18 |
| 車両修繕料 | | | | 229 |
| 12節 電信料 | | | | 128 |
| 電気工作物定期点検等手数料 | | | | 536 |
| 13節 脱臭設備等保守点検業務委託料 | | | | 2,376 |
| 場内樹木管理業務委託料 | | | | 363 |
| 警備業務委託料 | | | | 359 |
| 産業廃棄物処分業務委託料 | | | | 161 |
| オーバースライダー定期点検業務等委託料 | | | | 123 |
| 14節 複合機賃借料等 | | | | 196 |
| 16節 施設維持管理用原材料費 | | | | 139 |
| 19節 下水道負担金 | | | | 865 |
| 27節 自動車重量税 | | | | 54 |

(款) 20 衛生費 (項) 10 清掃費 (目) 15 し尿処理費

◎生活環境 ○環境汚染の防止

し尿収集事業

【 ごみ減量対策課 】

【 総合計画上の位置づけ 】

将来目標 都市環境を保全・創造するまち
分野 生活環境
施策の方針 環境汚染の防止

【 事業の目的 】

対象 市民等

意図 汲取りし尿の適正な処理のため。

効果 生活環境の保全及び公衆衛生が図られる。

【 事業の内容 】

・し尿の収集運搬及び処理手数料の徴収事務を委託する。

【 事業費 】

(単位:千円)

| 事業費 | 国県支出金 | 地方債 | その他 | 一般財源 |
|--------|-------|-----|-------|--------|
| 23,385 | | | 8,086 | 15,299 |

主な予算内訳

| | | | | |
|------------------------|--|--|--|--------|
| 1節 事務補助嘱託員報酬 1人 | | | | 1,029 |
| 9節 事務補助嘱託員費用弁償 | | | | 150 |
| 11節 印刷製本費 | | | | 93 |
| 13節 し尿収集運搬及び手数料徴収業務委託料 | | | | 22,113 |

(款) 20 衛生費 (項) 15 環境対策費 (目) 5 環境対策管理費

◎生活環境 ○環境汚染の防止

公害等対策事業

【 環境保全課 】

【 総合計画上の位置づけ 】

将来目標 都市環境を保全・創造するまち
 分野 生活環境
 施策の方針 環境汚染の防止

【 事業の目的 】

対象 市民及び事業者等

意図 事業活動やその他の人の活動による公害の発生を防止するため。

効果 事業所等を対象に法令等に基づく届出や立ち入り調査により未然に公害を防止し、周辺地域の環境保全を推進する。

【 事業の内容 】

- ・「騒音規制法」、「振動規制法」、「悪臭防止法」、「特定工場における公害防止組織の整備に関する法律」による届出の受理等及び改善勧告命令を行う。
- ・事業所等から発生する公害を防止するため指導や助言を行う。
- ・「鎌倉市環境の状況についての調査及び情報の提供に関する要綱」に基づく環境保全、公害防止のための調査・測定・分析を行う。
- ・深夜花火特別対策区域に警備員を配置し、巡回警備の充実を図る。
- ・生活排水による公共水域の水質汚濁を防止するため、下水道認可区域外の地域での合併処理浄化槽の設置を推進する。
- ・「水道法」及び「小規模水道及び小規模受水槽水道に関する条例」に基づく届出受理、検査等による水道衛生対策を行う。

【 事業費 】

(単位:千円)

| 事業費 | 国県支出金 | 地方債 | その他 | 一般財源 |
|-----------------------|-------|-----|-----|-------|
| 9,511 | 672 | | | 8,839 |
| 主な予算内訳 | | | | |
| 1節 事務補助嘱託員報酬 1人 | | | | 1,029 |
| 8節 講師等謝礼 | | | | 10 |
| 9節 事務補助嘱託員費用弁償 | | | | 49 |
| 11節 消耗品費 | | | | 350 |
| 環境保全啓発小冊子等印刷製本費 | | | | 101 |
| 備品修繕料 | | | | 16 |
| 12節 電信料 | | | | 34 |
| 飲料水水質検査等手数料 | | | | 386 |
| 13節 深夜花火防止巡回警備業務委託料 | | | | 783 |
| 地盤沈下精密水準測量委託料 | | | | 1,249 |
| 自動車排出ガス等環境調査業務委託料 | | | | 2,588 |
| 有害大気汚染物質分析業務委託料 | | | | 395 |
| 河川水質調査業務委託料 | | | | 499 |
| 大気中二酸化窒素濃度調査試料分析業務委託料 | | | | 318 |
| 自動車騒音常時監視業務委託料 | | | | 1,372 |
| 19節 合併処理浄化槽設置補助金 | | | | 332 |

(款) 20 衛生費 (項) 15 環境対策費 (目) 5 環境対策管理費

◎生活環境 ○まちの美化

まちの美化推進事業

【 環境保全課 】

【 総合計画上の位置づけ 】

将来目標 都市環境を保全・創造するまち
 分野 生活環境
 施策の方針 まちの美化

【 事業の目的 】

対象 市民等

意図 まちの美化を進め、良好な生活環境を保全向上させるため。

効果 清潔で美しいまちの形成が推進される。

【 事業の内容 】

- ・ 不法投棄防止の啓発や巡回業務を実施する。
- ・ ごみの散乱をされない環境づくりの施策を実施する。
- ・ 路上喫煙禁止区域を中心に屋外の公共の場所での喫煙の防止対策を実施する。
- ・ 市民団体とともに市内一斉清掃を年2回実施する。
- ・ まち美化統一クリーンデー実施組織への奨励金の交付、まち美化推進協議会の開催、まち美化推進員によるキャンペーンを実施する。
- ・ 市民団体との協働により落書き防止の啓発活動、落書きの消去活動、通報、パトロール活動を実施する。
- ・ 公衆トイレ(38箇所)の日常清掃業務等を実施する。

【 事業費 】

(単位:千円)

| 事業費 | 国県支出金 | 地方債 | その他 | 一般財源 |
|--------|-------------------------|-----|-------|--------|
| 70,860 | | | 1,400 | 69,460 |
| 主な予算内訳 | | | | |
| 1節 | まち美化推進協議会委員報酬 10人 | | | 204 |
| | 事務補助嘱託員報酬 1人 | | | 1,029 |
| 8節 | まち美化清掃活動奨励金 | | | 1,342 |
| | まち美化推進員等報償費 | | | 310 |
| | シンポジウム講師謝礼 | | | 55 |
| 9節 | 事務補助嘱託員費用弁償 | | | 57 |
| 11節 | 清掃用具等消耗品費 | | | 847 |
| | シンポジウム用印刷製本費 | | | 279 |
| | 公衆トイレ電気料 | | | 1,600 |
| | 公衆トイレ水道料 | | | 16,195 |
| | 公衆トイレ維持修繕料 | | | 3,389 |
| 12節 | 電信料 | | | 193 |
| | 不法投棄物(家電リサイクル法適用分)処理手数料 | | | 152 |
| 13節 | 不法投棄物処理委託料 | | | 188 |
| | 花火大会翌日集積ごみ回収処理業務委託料 | | | 100 |
| | 啓発用路面シート作成業務委託料 | | | 454 |
| | 路上喫煙禁止区域内喫煙場所灰皿清掃業務委託料 | | | 980 |
| | クリーンアップごみ回収処理業務委託料 | | | 169 |
| | 公衆トイレ清掃業務委託料 38箇所 | | | 29,116 |
| | 多目的トイレ清掃業務委託料(オストメイト) | | | 1,404 |
| | 鎌倉駅東口トイレ清掃業務委託料 | | | 2,851 |

| | | |
|-----|-----------------------------|-------|
| | 年末年始特別トイレ清掃業務委託料 | 173 |
| | 年末年始特別多目的トイレ清掃業務委託料(オストメイト) | 6 |
| | 公衆トイレ清掃品質巡回点検業務委託料 | 2,931 |
| | 公衆トイレ汚水槽点検等業務委託料 | 497 |
| | 公衆トイレ浚渫土砂処分業務委託料 | 47 |
| | 鎌倉駅西口広場周辺清掃業務委託料 | 470 |
| | 路上喫煙防止業務委託料 | 5,186 |
| | シンポジウム看板等作成委託料 | 105 |
| 19節 | 落書きのないまちづくり事業負担金 | 150 |
| | 公衆トイレ電気料負担金 | 380 |
| 22節 | 過少収納時補てん金 | 1 |

(款) 20 衛生費 (項) 15 環境対策費 (目) 5 環境対策管理費

◎生活環境 ○次代に向けたエネルギー・環境対策の推進

環境基本計画等推進事業

【 環境政策課 】

【 総合計画上の位置づけ 】

将来目標 都市環境を保全・創造するまち
 分野 生活環境
 施策の方針 次代に向けたエネルギー・環境対策の推進

【 事業の目的 】

対象 市民等

意図 鎌倉市環境基本条例の3つの理念に基づき、鎌倉市環境基本計画を始めとする環境関連の計画を推進し、持続可能な社会の構築を目指すため。

効果 環境共生都市の創造に向けた具体的な目標達成のために、市民・事業者・滞在者・行政が環境に関心を持ち、環境に対する責任と役割を理解し、環境にやさしい環境保全活動や再生可能エネルギーの導入、効率的な利用に自ら取り組み、その活動を広げ、社会全体に定着させ、将来にわたって循環型の持続可能な社会が実現する。

【 事業の内容 】

- ・「鎌倉市環境基本計画」を推進するため、鎌倉市環境審議会において、各施策の進捗状況に関する点検・評価を行い、計画に対する進行管理を図る。
- ・地域における地球温暖化対策をはじめとする環境保全施策を推進するため、環境マネジメントシステムや環境教育の推進、緑のカーテン設置など環境保全行動の普及・啓発を行う。
- ・鎌倉市省エネルギーの推進及び再生可能エネルギー導入の促進に関する条例に基づき、鎌倉市エネルギー計画を推進する。

【 事業費 】

(単位:千円)

| 事業費 | 国県支出金 | 地方債 | その他 | 一般財源 |
|---------------------------|-------|-----|-------|-------|
| 11,245 | | | 1,261 | 9,984 |
| 主な予算内訳 | | | | |
| 1節 事務補助嘱託員報酬 1人 | | | | 1,029 |
| 環境審議会委員報酬 10人 | | | | 408 |
| 8節 環境教育アドバイザー等講師謝礼 | | | | 730 |
| かまくら環境保全推進会議委員等謝礼 | | | | 316 |
| 9節 事務補助嘱託員等費用弁償 | | | | 161 |
| 11節 消耗品費 | | | | 587 |
| 印刷製本費 | | | | 207 |
| 急速充電器維持修繕料 | | | | 1 |
| 13節 不要紙類回収運搬業務委託料 | | | | 2,226 |
| 歌碑維持管理業務委託料 | | | | 1 |
| 地域エネルギー検討会運營業務委託料 | | | | 1,296 |
| 環境教育事業委託料 | | | | 151 |
| 急速充電器保守点検業務委託料 | | | | 117 |
| 19節 横浜グリーン購入ネットワーク負担金 | | | | 15 |
| 住宅用再生可能エネルギー・省エネ機器等設置費補助金 | | | | 4,000 |

(款) 20 衛生費 (項) 15 環境対策費 (目) 5 環境対策管理費

◎生活環境 ○海浜の環境保全

海岸清掃事業

環境保全課

【 総合計画上の位置づけ 】

将来目標 都市環境を保全・創造するまち

分野 生活環境

施策の方針 海浜の環境保全

【 事業の目的 】

対象 市民等

意図 快適な生活環境の実現のため。

効果 散乱ごみのない良好な海岸の形成が図られる。

【 事業の内容 】

- ・海水浴場開設期間中のごみ箱清掃業務を委託する。
- ・公益財団法人かながわ海岸美化財団への清掃事業費負担金を支出する。

【 事業費 】

(単位:千円)

| 事業費 | 国県支出金 | 地方債 | その他 | 一般財源 |
|--------|--------|-----|-----|--------|
| 21,196 | 10,317 | | | 10,879 |

主な予算内訳

| | |
|------------------------------|--------|
| 13節 海岸清掃業務委託料 | 5,552 |
| 19節 公益財団法人かながわ海岸美化財団清掃事業費負担金 | 15,644 |

(款) 20 衛生費 (項) 15 環境対策費 (目) 5 環境対策管理費

◎行財政運営 ○行財政運営

職員給与費

職員課

【 対象となる職員 】

環境部のうち環境政策課(環境政策エネルギー担当)・環境保全課

【 職員給与費 】

(単位:千円)

| 主な予算内訳 | | |
|-------------|--------------|---------|
| 職員給与費 | | 144,993 |
| ・ 2節 給料 一般職 | | 68,099 |
| | 一般職職員 16人 | |
| | 再任用(短時間) 3人 | |
| ・ 3節 職員手当等 | | 53,288 |
| | 扶養手当 | 2,787 |
| | 地域手当 | 10,780 |
| | 通勤手当 | 1,881 |
| | 超過勤務手当 | 3,612 |
| | 管理職手当 | 972 |
| | 特殊勤務手当 | 61 |
| | 期末勤勉手当 | 29,092 |
| | 住居手当 | 2,953 |
| | 児童手当 | 1,150 |
| ・ 4節 共済費 | | 23,606 |
| | 市町村職員共済組合負担金 | 22,446 |
| | 社会保険料 | 1,139 |
| | 雇用保険料 | 21 |

(款) 20 衛生費 (項) 15 環境対策費 (目) 10 環境衛生費

◎生活環境 ○環境汚染の防止

衛生・害虫駆除事業

【 環境保全課 】

【 総合計画上の位置づけ 】

将来目標 都市環境を保全・創造するまち

分野 生活環境

施策の方針 環境汚染の防止

【 事業の目的 】

対象 市民等

意図 感染症予防法に基づき、市民の健康で安全かつ快適な生活のため環境衛生の向上に努めるため。

効果 不快害虫等の駆除による快適な生活環境の形成が図られる。

【 事業の内容 】

・ ユスリカなど不快害虫が発生する河川、排水路等の消毒相談、ねずみ・ハチ等昆虫の駆除相談等を行う。

【 事業費 】

(単位:千円)

| 事業費 | 国県支出金 | 地方債 | その他 | 一般財源 |
|---------------------|-------|-----|-----|--------|
| 14,506 | | | | 14,506 |
| 主な予算内訳 | | | | |
| 7節 臨時的任用職員賃金 | | | | 1,185 |
| 11節 害虫駆除用薬剤等消耗品費 | | | | 2,331 |
| ・ 車両等燃料費 | | | | 195 |
| 備品修繕料 | | | | 77 |
| 車両修繕料 | | | | 581 |
| 13節 スズメバチの巣の駆除業務委託料 | | | | 10,098 |
| 16節 機材補修用原材料費 | | | | 10 |
| 27節 自動車重量税 | | | | 29 |

動物愛護推進事業

【 環境保全課 】

【 総合計画上の位置づけ 】

将来目標 都市環境を保全・創造するまち
分野 生活環境
施策の方針 野生鳥獣等への対応

【 事業の目的 】

対象 犬・猫を所有する市民等

意図 狂犬病の発生予防、未登録犬の削減、犬、猫の適正飼育の推進のため。

効果 狂犬病予防注射接種率及び飼育者のマナー向上、未登録犬の削減を図る。

【 事業の内容 】

- ・ 犬の鑑札、狂犬病予防注射済票を交付する。
- ・ 鎌倉市収納指定獣医師に、犬の鑑札、狂犬病予防注射済票の交付を委託する。
- ・ 狂犬病予防集合注射を神奈川県獣医師会と共同で実施し、接種率の向上に努める。
- ・ 犬の登録推進について、広報かまくら等で周知するとともに、動物病院と連携し未登録犬の解消に努める。
- ・ 猫の不妊去勢手術を勧奨し、飼い主のいない猫の増殖の防止を図る。
- ・ 飼育する犬及び猫にマイクロチップを装着することにより、盗難、迷子、災害発生時等に逸走した場合に飼い主のもとへ早期返還を図る。
- ・ 犬、猫の飼育者のマナー向上のため、広報かまくら・犬猫のフン防止プレート配布などにより啓発を行うとともに、関係団体と連携し、マナー向上のための取組を進める。

【 事業費 】

(単位:千円)

| 事業費 | 国県支出金 | 地方債 | その他 | 一般財源 |
|-----------------------|-------|-----|-------|-------|
| 6,036 | | | 6,036 | |
| 主な予算内訳 | | | | |
| 1節 事務補助嘱託員報酬 2人 | | | | 2,057 |
| 7節 臨時的任用職員賃金 | | | | 650 |
| 8節 集合注射会場協力者等謝礼 | | | | 6 |
| 9節 事務補助嘱託員費用弁償 | | | | 219 |
| 11節 犬の登録事務等消耗品費 | | | | 477 |
| 狂犬病予防集合注射用車両燃料費 | | | | 6 |
| 印刷製本費 | | | | 27 |
| 12節 狂犬病予防集合注射用車両保険料 | | | | 50 |
| 13節 犬の登録・注射促進協力等業務委託料 | | | | 889 |
| 飼い猫に対する避妊・去勢手術事務委託料 | | | | 49 |
| 犬の登録等管理システム保守委託料 | | | | 54 |
| 動物愛護推進事業委託料 | | | | 100 |
| 14節 狂犬病予防集合注射用車両賃借料 | | | | 101 |
| 19節 湘南獣医師会補助金 | | | | 150 |
| 飼い猫に対する避妊・去勢手術補助金 | | | | 600 |
| 飼い主のいない猫対策事業補助金 | | | | 450 |
| マイクロチップ装着事業補助金 | | | | 150 |
| 22節 過少収納時補てん金 | | | | 1 |

(款) 20 衛生費 (項) 15 環境対策費 (目) 10 環境衛生費

◎生活環境 ○野生鳥獣等への対応

鳥獣保護管理対策事業

【 環境保全課 】

【 総合計画上の位置づけ 】

将来目標 都市環境を保全・創造するまち

分野 生活環境

施策の方針 野生鳥獣等への対応

【 事業の目的 】

対象 市民等

意図 野生鳥獣の適正な保護及び管理のため。

効果 傷病野生鳥獣の治療のための捕獲を行うとともに、有害鳥獣による被害発生予防、被害原因除去と再発防止に努める。

【 事業の内容 】

- ・野生鳥獣の保護等に関する啓発を行うとともに、傷病等野生鳥獣の捕獲及び県指定収容施設への搬送を行う。
- ・アライグマ、ハクビシン、タイワンリスなどいわゆる外来動物による生態系、生活環境等の被害の防止に係る説明・指導を行う。
- ・外来動物に係る被害の実地調査、捕獲の許可を行う。また、捕獲個体の処分業務を委託する。

【 事業費 】

(単位:千円)

| 事業費 | 国県支出金 | 地方債 | その他 | 一般財源 |
|------------------|-------|-----|-----|-------|
| 9,613 | 3,306 | | | 6,307 |
| 主な予算内訳 | | | | |
| 1節 事務補助嘱託員報酬 1人 | | | | 1,029 |
| 9節 事務補助嘱託員費用弁償 | | | | 116 |
| 11節 現場作業等消耗品費 | | | | 323 |
| 12節 リサイクル手数料 | | | | 11 |
| 自賠償保険料 | | | | 28 |
| 13節 有害鳥獣駆除等業務委託料 | | | | 6,291 |
| 18節 車両購入費 | | | | 1,808 |
| 27節 自動車重量税 | | | | 7 |